男女（とも）に輝く幸せな美咲（まち）づくりプラン

（第4次美咲町男女共同参画基本計画）

【令和４(2022)年度～令和８(2026)年度】

令和４(2022)年３月

美　咲　町

目　次

はじめに

第 1 章　計画の概要

1　まちをとりまく状況　1
2　計画の目的　2
3　計画の位置づけ　3
4　計画の期間　4

第 2 章　現状と課題

アンケート調査からみた現状と課題　5

第 3 章　計画の基本的な考え方

1　基本理念　21
2　基本目標　21
基本目標１　ありがとう、笑顔で言える**家庭**づくり　22
基本目標２　気軽に声かけ、つながる**地域**づくり　22
基本目標３　安心して、自分らしく暮らせる**まち**づくり　23
3　施策の方向と内容（体系図）　24

第 4 章　計画の実行

基本目標１　ありがとう、笑顔で言える**家庭**づくり　25
推進目標１　おしゃべりし合おう　25
推進目標２　家庭を喜楽（きらく）に楽しもう　26
推進目標３　家族で家事をシェアしよう　27
基本目標２　気軽に声かけ、つながる**地域**づくり　29
推進目標４　思いやりをもって、つながりを大切にしよう　29
推進目標５　お互いの違いを認め合い、理解し合おう　30
推進目標６　自分のやりたいこと、できることをみつけ、はじめよう　31
推進目標７　地域をみんなで守っていこう　32

基本目標３　安心して、自分らしく暮らせるまちづくり　33
推進目標８　家庭の時間を大切にできる職場をつくろう　33
推進目標９　お互いのよさや違いを認め合い、協力しあえる学校にしよう　34
推進目標10　いつまでもいっしょに笑って暮らせるまちをつくろう　36
推進目標11　男女間のあらゆる暴力をなくそう　37

第 5 章　計画の推進

１　計画の推進体制　39
(１)住民の役割　39
(２)地域の役割　39
(３)ボランティア・NPO の役割　39
(４)事業者・企業の役割　39
(５)学校の役割　39
(６)町の役割　40
ア　美咲町男女共同参画まちづくり審議会　40
イ　庁内各課・教育委員会・小中学校・社会福祉協議会との連携強化　40
ウ　町と住民・各種団体などとの協働と連携　40
エ　国・県・関係機関との連携強化　40
オ　職員一人ひとりによる実践　40
２　計画の進行管理　41

資料編

１　統計からみる現状と課題　42
２　男女共同参画政策のあゆみ　49
３　男女共同参画社会基本法　59
４　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律　65
５　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律　79
６　岡山県男女共同参画の推進に関する条例　91
７　美咲町男女共同参画まちづくり条例　97
８　美咲町男女共同参画まちづくり審議会設置要綱　101
９　美咲町男女共同参画推進本部設置要綱　103
９　美咲町男女共同参画まちづくり審議会委員名簿　105
10　男女共同参画に関する相談窓口　106

はじめに

本町は、目指すまちのみらい像を「ひと　輝くまちみさき」と位置付け、日々実現に向け、取り組んできていますが、「ひと」とは男性も女性も、大人も子どもも、お年寄りも若者も、外国人も障がいのある人も全ての人を指しています。

「男女（とも）に輝く幸せな美咲（まち）づくりプラン（第４次美咲町男女共同参画基本計画）」では、みんなが相手のことを思いやり、相手が自分と違うことをお互いに理解し、いろいろなことにチャレンジすることができ、個性や能力を活かして自分らしく輝きながら活躍することができるまちを目指します。

さて、個人的な話をさせていただきますと、私は今まで料理や洗濯といった家事はほとんどしたことがなく、私が外で働いて、妻が家庭で家事をすることが役割分担であると思っていました。

ですが、本計画を策定するにあたり、生活の原点である「家庭」から、意識を変えるきっかけづくりを行い、家族の心と心をつなぎ、思いを伝え合う「ありがとう」を増やしていくことが、「男女（とも）に輝く幸せな美咲（まち）づくり」に繋がると確信するようになりました。

本計画の策定期間である令和８（２０２６）年度を迎える５年後には、箸とお茶碗ではなく、エプロンと包丁が似合う町長として、本計画の取組が、家庭・地域・職場と変わっていくきっかけとなるよう、皆さんと共にみさきのみらいのために、寄り添っていきたいと思っております。

終わりに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議、ご検討いただきました美咲町男女共同参画まちづくり審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見・ご提案、アンケート調査等にご協力をいただきました町民の皆さまや関係各位のご協力に対して心より感謝申し上げます。

更なる町政発展のため、誠心誠意取り組んでまいりますので、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和４（２０２２）年３月

美咲町長　青野 高陽

第 1 章　計画の概要

1　まちをとりまく状況

現在の日本では、「出生率[1]」が低下し、「少子化[2]」、「高齢化[3]」、「人口減少[4]」の３つが同時に進行しています。

人口減少の要因は、少子化が急速に進んでいることです。昭和４５(1970)年には１９３万人の子どもが生まれていましたが、令和２(2020)年には８４万人まで減少し、５０年間で半数以下まで激減しています。

美咲町においても、想定以上のスピードで、少子高齢化と人口減少が進んでおり、２５年後の人口は、８，０００人を切り、高齢化率は５０％に迫ると推計しています。

人口減少は、地域経済活動の縮小はもとより、人手不足や日常生活を維持する各種サービスの低下をもたらします。人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小は人口減少を加速させる負のスパイラル[5]に陥ります。

令和２(2020)年に美咲町で生まれた子どもは、６４人です。

将来のまちの活力が著しく低下し、集落の消滅が現実の問題として目の前に迫ってきています。

また、過疎化の進行、高度情報化の急速な進展、地球規模での環境問題の深刻化、人々の安全・安心への関心の高まり、ライフスタイル[6]や価値観の多様化など、社会環境は複雑に変化し続けています。

特に新型コロナウイルス感染症[7]の流行は、もともと課題や困窮を抱えた人々のおかれる状況をより深刻なものにし、私たちのくらしに大きな負担や犠牲、変化をもたらしています。

日本国憲法には、個人の尊重[8]と法の下の平等[9]がうたわれています。

しかし、現実には、家庭や職場、地域社会などあらゆる場面で、「男は仕事」、「女は家庭」などの性別による固定的な役割分担に基づく人々の意識や社会慣行がみられたり、大事な意思決定の過程や場に女性が加わることができなかったりするなど、男女間の不平等を感じることも、まだまだ多い現状があります。

1　出生率：人口千人に対する出生数の割合。
2　少子化：出生率が低下し人口に占める子どもの割合が減ること。
3　高齢化：寿命の延長に加え少子化により人口に占める高齢者（６５歳以上）の割合が増えること。
4　人口減少：出生数よりも死亡数の方が多く継続して人口が減少していくこと。
5　負のスパイラル：連鎖的に悪循環が生じること。
6　ライフスタイル：生活の様式・仕方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のこと。
7　新型コロナウイルス感染症（COVID-19）： SARS-CoV-2 ウイルスによって引き起こされる感染症のこと。
8　個人の尊重：憲法１３条　「すべて国民は、個人として尊重される」
9　法の下の平等：憲法１４条　「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」

そして、男女間の固定的役割分担意識[10]や男性優位の意識、男女間の経済力の格差は、女性に対する暴力や人権侵害を生み出す要因となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する影響で、非正規雇用で働く女性の解雇や雇い止めが続き、生活困窮やＤＶ[11]（ドメスティックバイオレンス）など、立場の弱い女性が苦境に追い込まれています。

これまでのように男性が中心となって地域を支える仕組では、日々の生活を続けていくことさえ困難となることが想定されます。

男性も女性も、大人も子どもも、お年寄りも若者もみんなが、大事なことを実行したり、決めたりするときに、その仲間の一員として、自分の意見を言ったり、相手の意見を聞いたりして、計画段階から積極的に自分ごとしてとらえて、地域づくりに参加しなければ、まちのみらいは、考えられない状況となってきています。

2　計画の目的

美咲町では、第１次から第３次までの男女共同参画基本計画【平成１９(2007)年度～令和３(2021)年度】に基づき、まちづくりを進めてきました。

この間、社会環境は複雑に変化し新しい課題が生まれてきていますが、それらのことに、柔軟にそして的確に対応しながら、家庭・地域・職場、学校などのあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合い、「人交[12]」が増えていくまちを作っていくことが、これまで以上に必要となっています。

また、少子化の要因は、「未婚化[13]」、「晩婚化[14]」、「晩産化[15]」ですが、最も大きな要因は「未婚化」です。未婚化解決への効果的な対策が早急に必要となっています。

そのため、これまでの取組の成果や反省を踏まえ、さらに効果的な取組となるように、第４次の計画を策定することとしました。

【男女共同参画社会基本法】
第２条（定義）
　男女共同参画社会とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。

第３条（男女の人権の尊重）
　「男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること」

---

[10] 固定的役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと

[11] ＤＶ（domestic violence）：ドメスティックバイオレンスの略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。

[12] 人交：人と人との交流のこと。

[13] 未婚化：「結婚の意思はあるけれども、結婚をしていない」独身の人が増えていること。

[14] 晩婚化：平均初婚年齢が以前と比べて高くなる傾向を指すこと。令和２（2020）年の平均初婚年齢は夫 31.0 歳、妻 29.4 歳。

[15] 晩産化：現代の日本で起きている社会の変化であり、女性の出産する年齢が高くなっていくということ。

3　計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第１４条第３項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。

そして、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）」第２条の３第３項に基づく「市町村基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第６条第２項に基づく「市町村推進計画」に位置づけます。

また、この計画は、「美咲町第三次振興計画」を上位とした計画です。

そして、国が策定した「第５次男女共同参画基本計画」や岡山県が策定した「第５次おかやまウィズプラン」、「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」と整合性を図った計画とします。

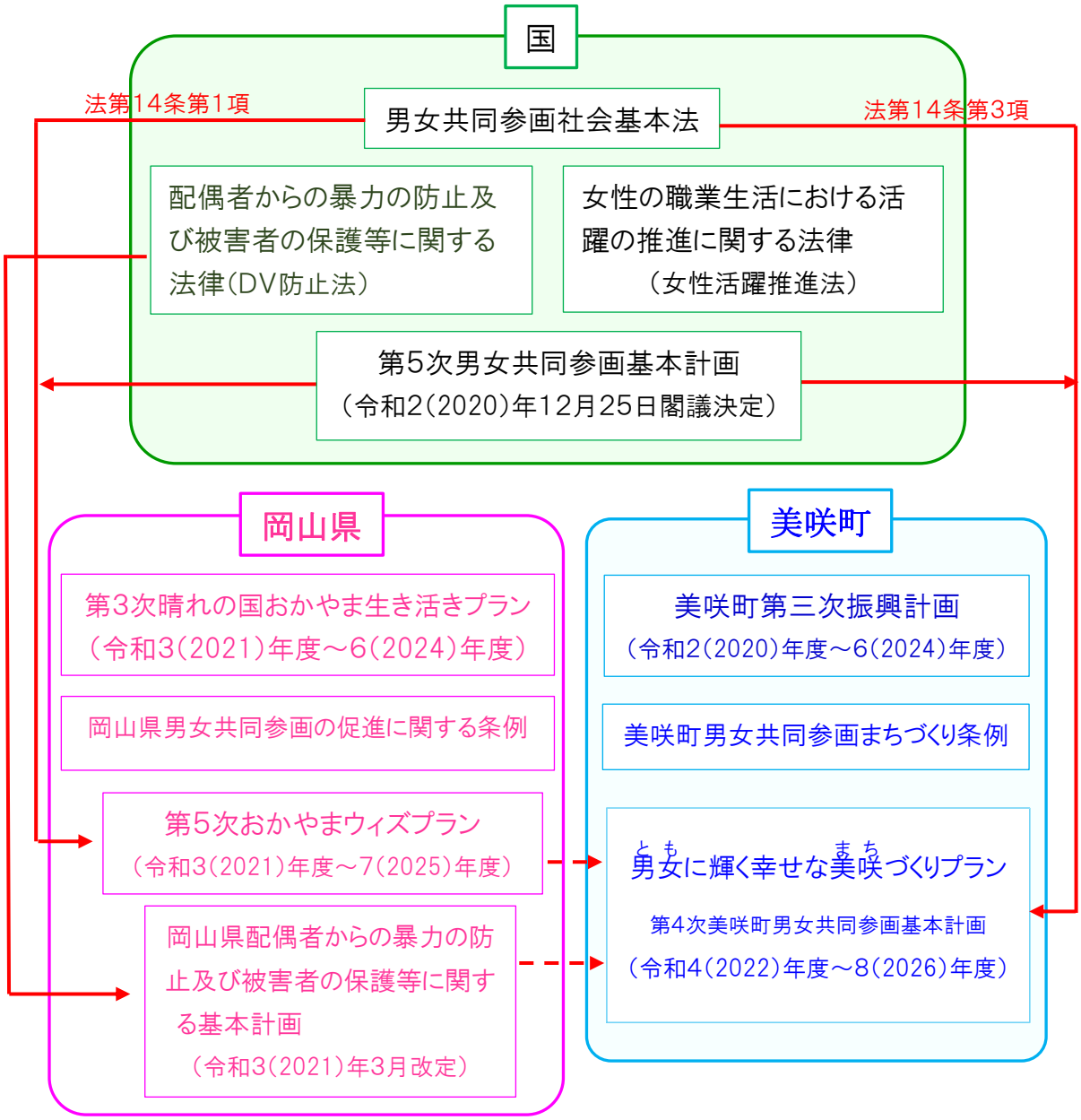

4　計画の期間

この計画の期間は、令和４(2022)年度から令和８(2026)年度までの５年間とします。

なお、これからの社会経済情勢の変化などを踏まえながら、必要に応じて計画内容の検討と見直しを行います。

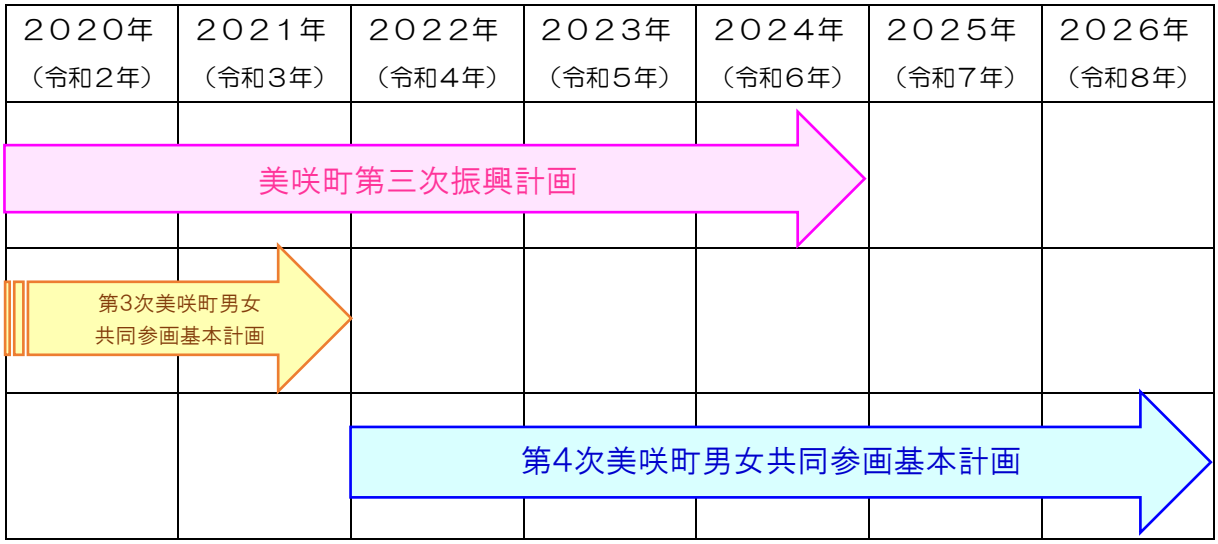

ＳＤＧｓにおける男女平等

平成２７年(２０１５)年に、国連で地球の持続的な開発目標とも言われるＳＤＧｓが採択され、各国はＳＤＧｓの実現に取り組むことが決まりました。

ＳＤＧｓは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標)」の略称で、令和１２(２０３０)年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。

男女平等はＳＤＧｓに掲げられる１７の目標の５つ目として、「ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワーメント[16]を図る」と掲げられています。

この目標は、現状では、「達成にはほど遠い」と評価されており、日本のジェンダーギャップ（男女格差）は大きく、先進国で最低レベルの世界１２０位（１５６か国中）となっています。

国においては、「女性と次世代のエンパワーメント」として、重点的に推進するとしています。

本町においても、ＳＤＧｓの考え方を取り入れ、持続可能なまちづくりを進めます。

[16] エンパワーメント：個人や集団が本来持っている潜在能力を引き出し、持っている能力を発揮させること。

第 2 章　現状と課題

アンケート調査からみた現状と課題

アンケートは、20 歳代から 80 歳代以上の方までの幅広い年齢層のご夫婦に郵送で依頼しました。

配布数　　６５２ 人　（無作為抽出）
回答数　　３４２ 人　（回答率　52.5％）※年代不明の回答　１人を含む
実施期間　令和３年１０月１日から令和３年１０月１８日

○ 回答者の年齢

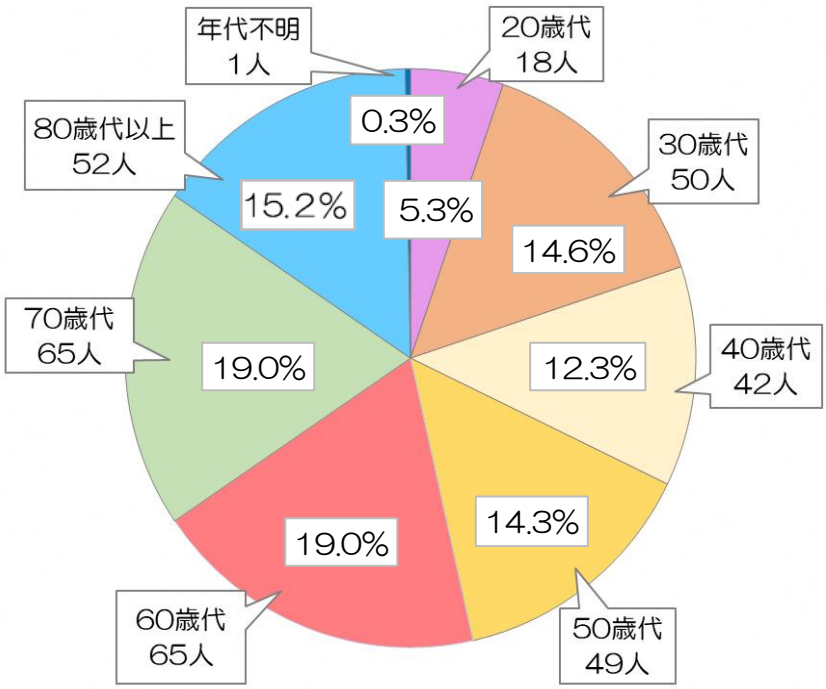

質問１：あなたの家庭では、次のことがらをどなたが行っていますか？

○ 料 理 編

①食材の買い物

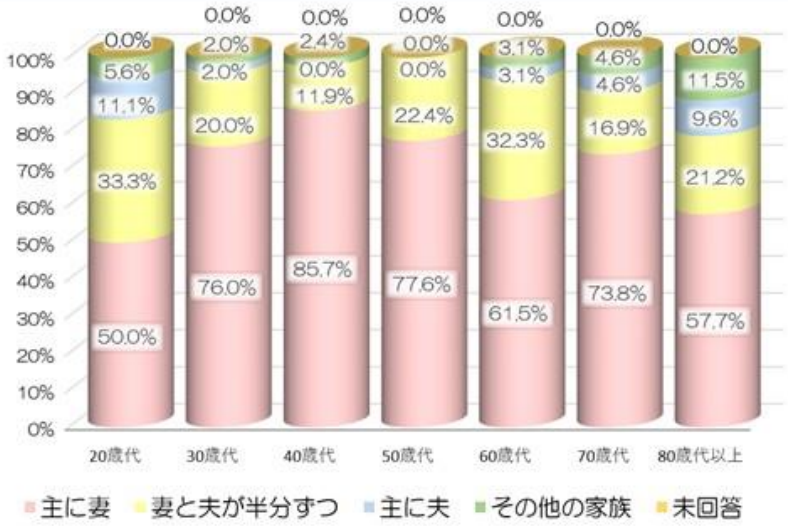

②朝食支度

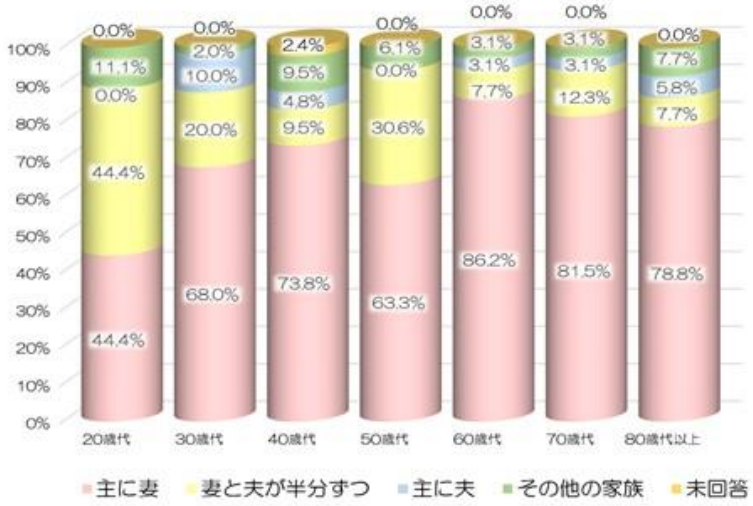

③朝食片付け

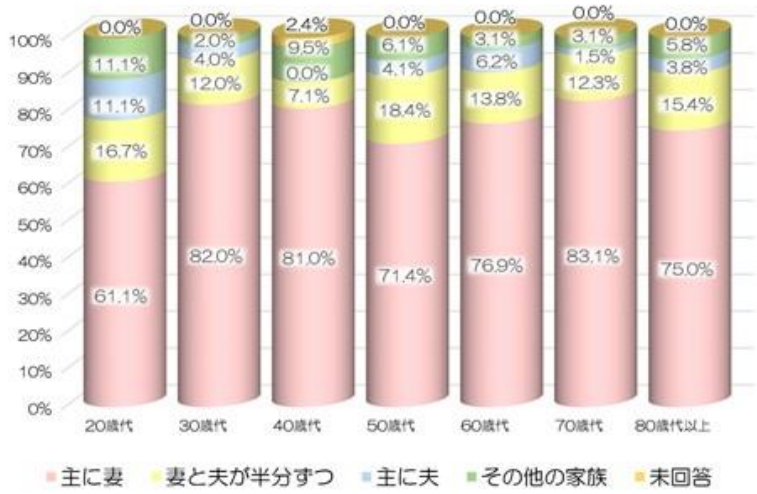

○ 料 理 編

④夕食支度

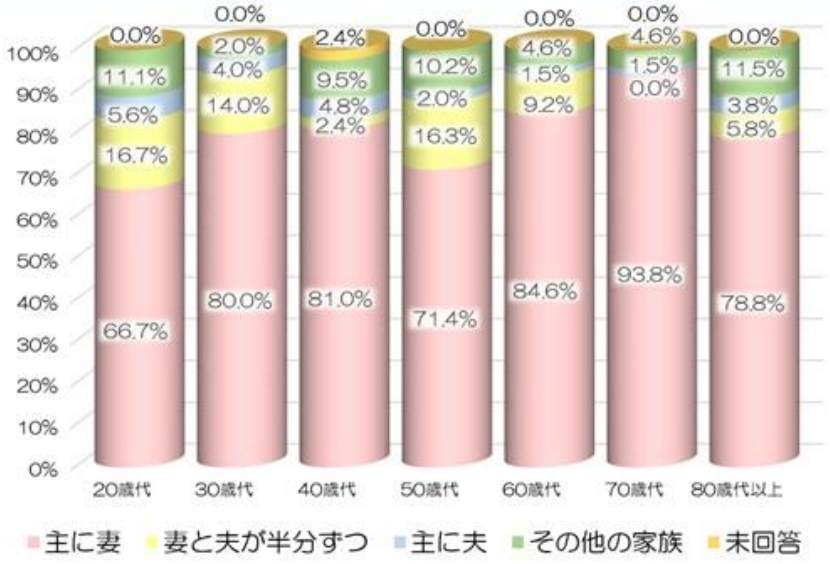

⑤夕食片付け

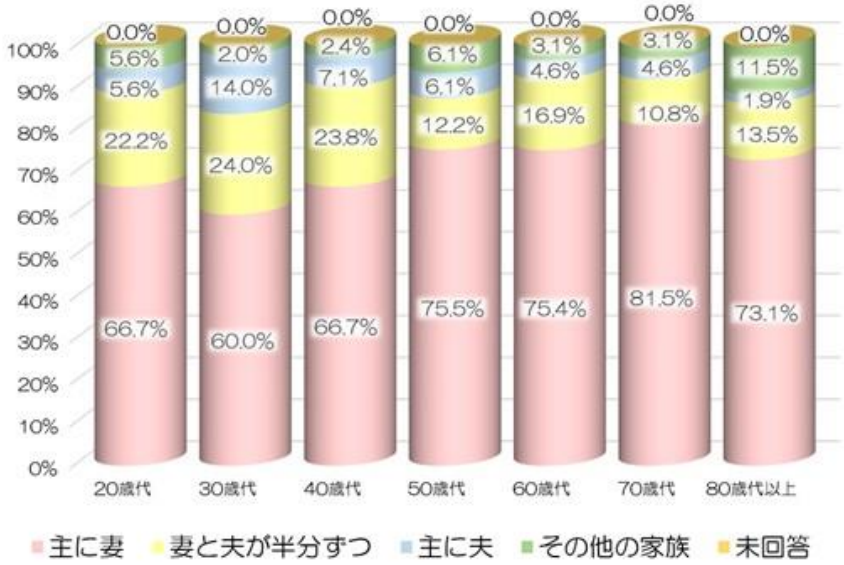

分析

・【料理編】に関しては他の家事に比べて、最も女性が行っている割合が高い

・【料理編】のなかで、最も女性の割合が高いのは、夕食の支度で、どの年代も6割～7割を超えている

・食材の買い物については、「妻と夫が半分ずつ」の割合が高い

・朝食支度については、20歳代は「主に妻」と「妻と夫が半分ずつ」の割合が同じ

・【料理編】家事シェア度NO.1…20歳代 朝食支度

○ 洗 濯 編

①洗濯機を回す（洗う）

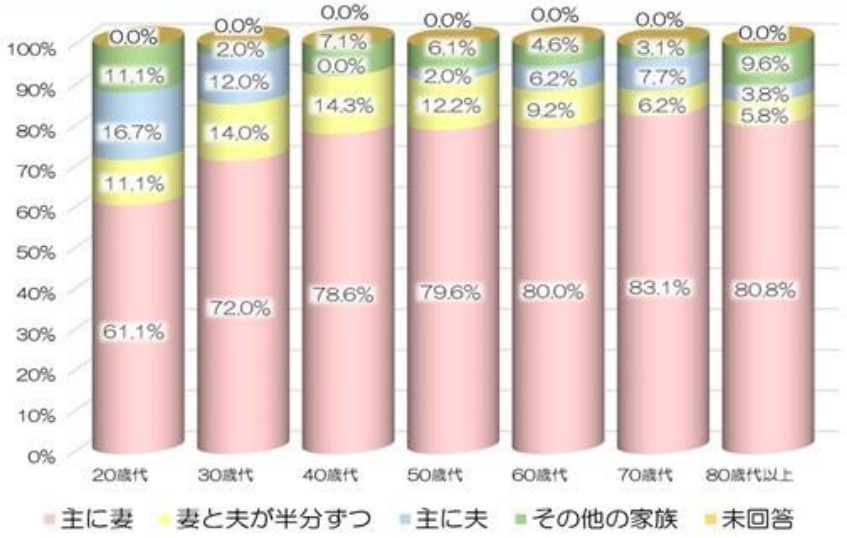

②干す

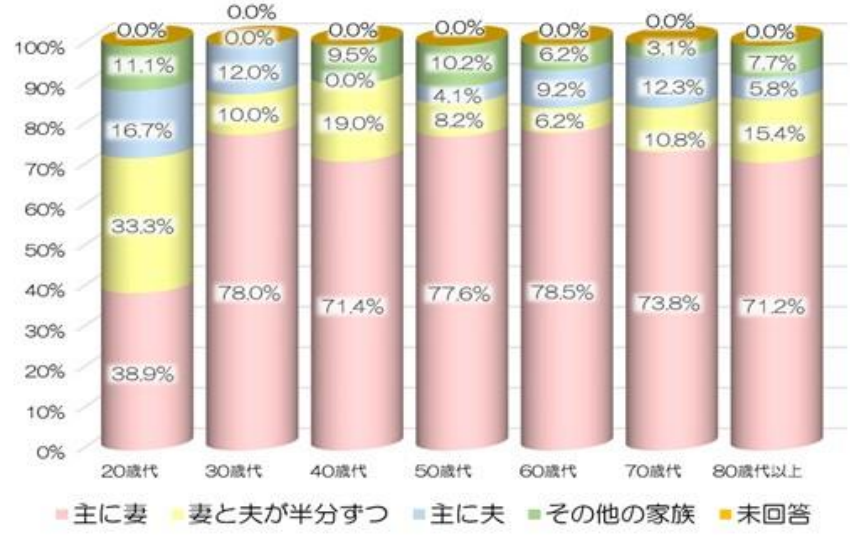

③取り込む

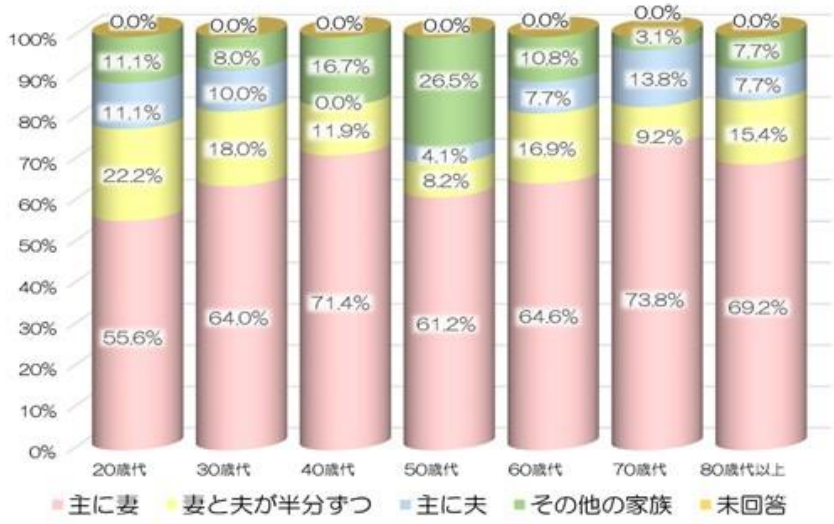

○ 洗 濯 編

④アイロン掛け

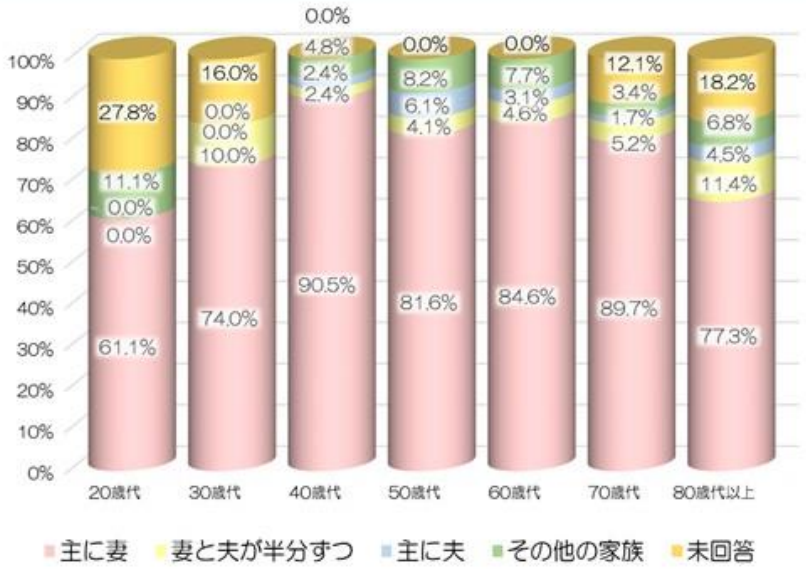

⑤たたむ 収納する

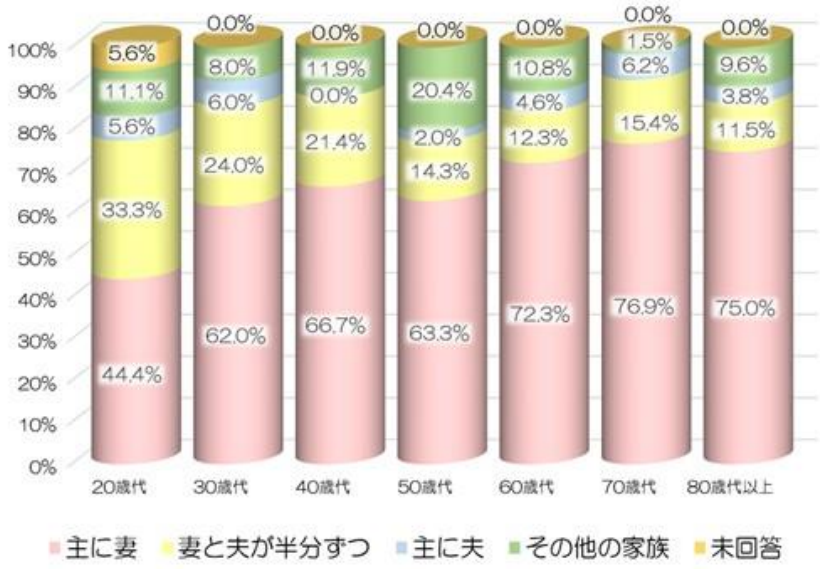

分析

・干すことについては、他の【洗濯編】に比べて、「妻と夫が半分ずつ」と、「主に夫」の割合が最も高い

・20歳代以外は、洗濯に関して、約6割以上、女性が行っている

・取り込むことについて、「その他の家族」の割合が【洗濯編】の中で、各年代と比べても50歳代が最も高い

・【洗濯編】家事シェア度NO.1…20歳代 干す、たたむ・収納する

○ 掃除編

①リビング寝室

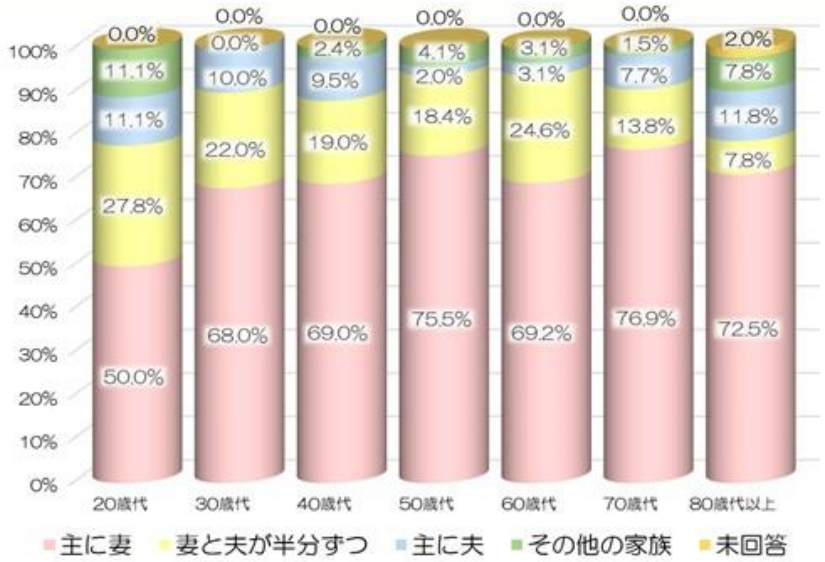

②洗面所お風呂

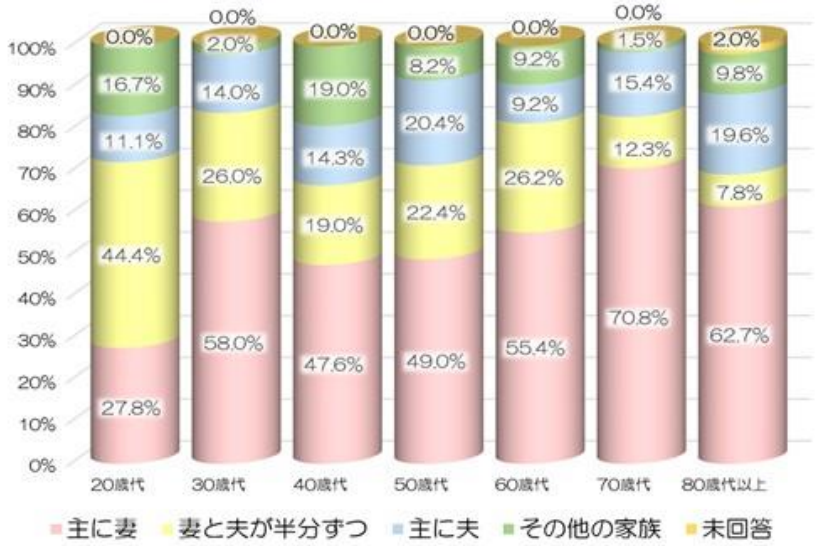

③トイレ

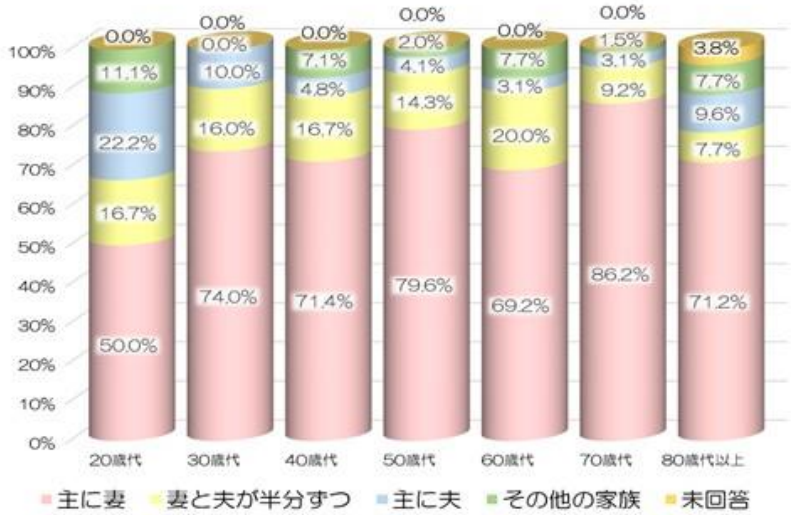

○ 掃 除 編

④外そうじ

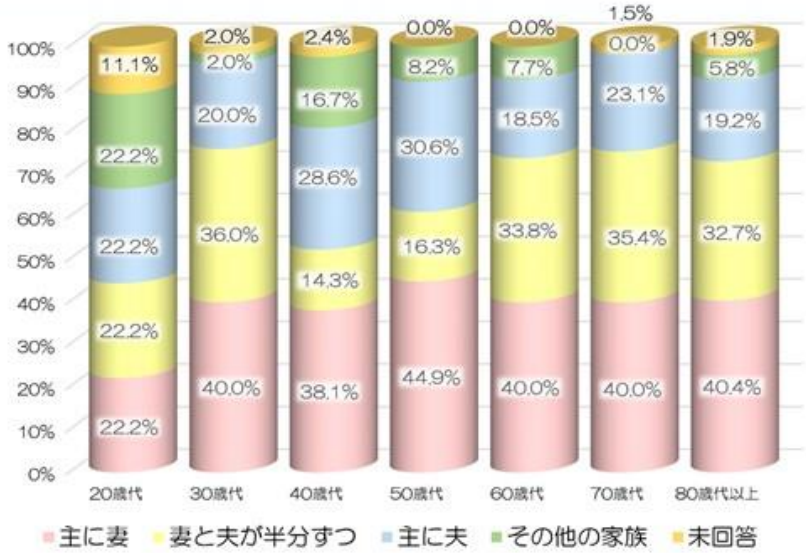

分析

・洗面所、お風呂については20歳代は、「主に妻」より「妻と夫が半分ずつ」の割合のほうが高い

・トイレ掃除については、30歳代から80歳代以上までの年代で約7割以上「主に妻」が行っている

・外そうじについては他の項目と比べ、「主に夫」の割合がどの年代も高い

・【掃除編】家事シェア度NO.1 …20歳代 洗面所、お風呂

○ 子 育 て 編

①着替えのお手伝い（おむつ交換含む）

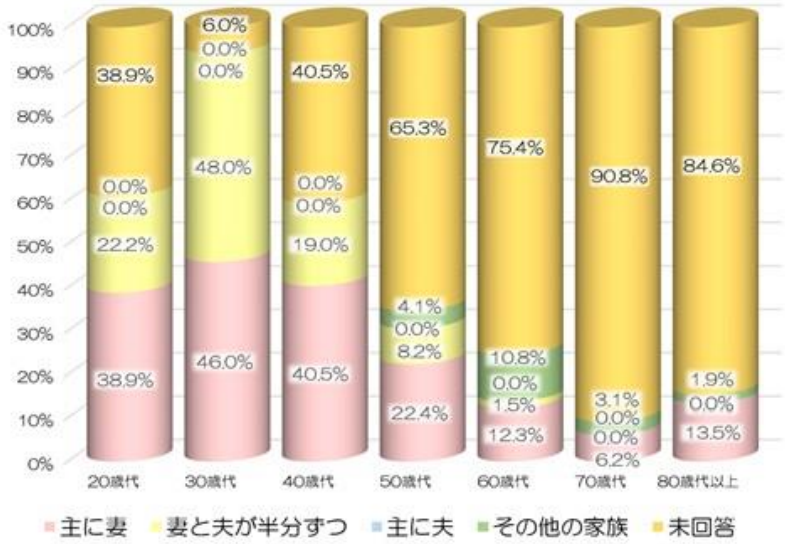

○ 子育て編

②遊ぶ

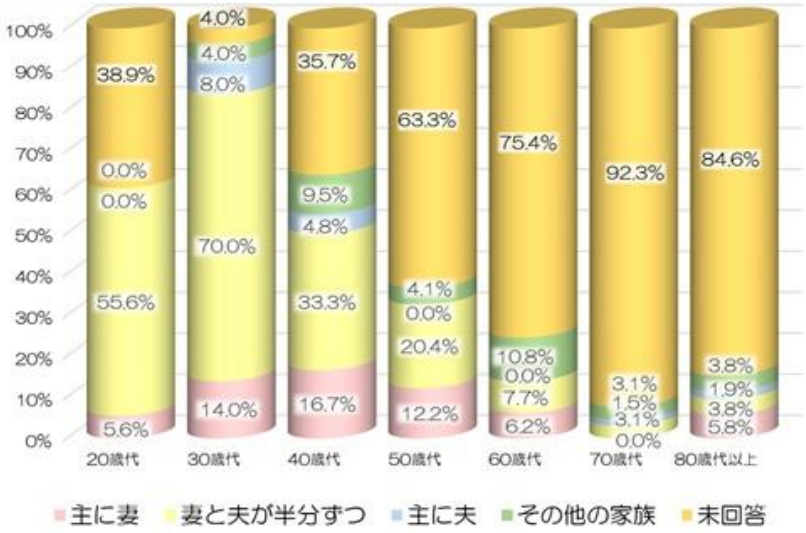

③送り迎え

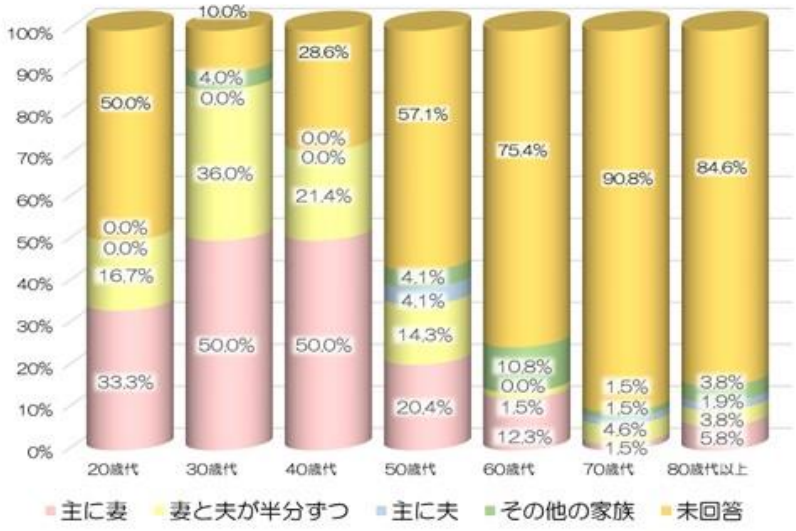

④寝かしつけ

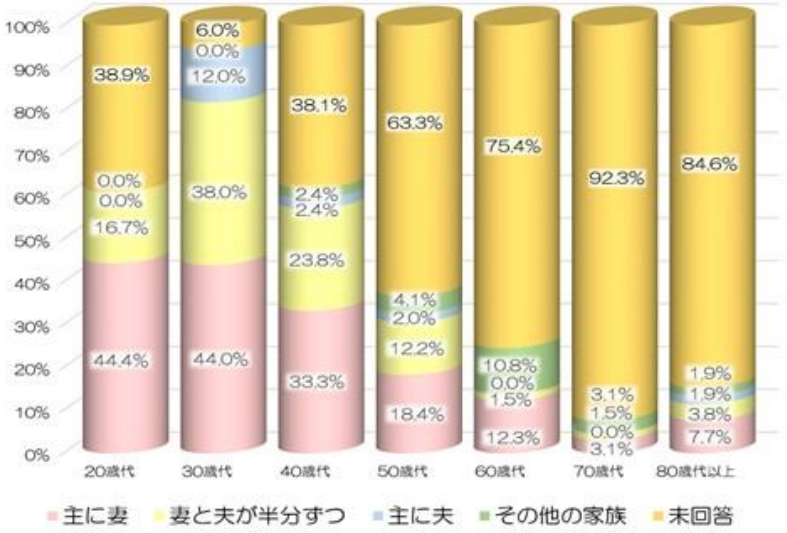

○ 子 育 て 編

⑤お風呂

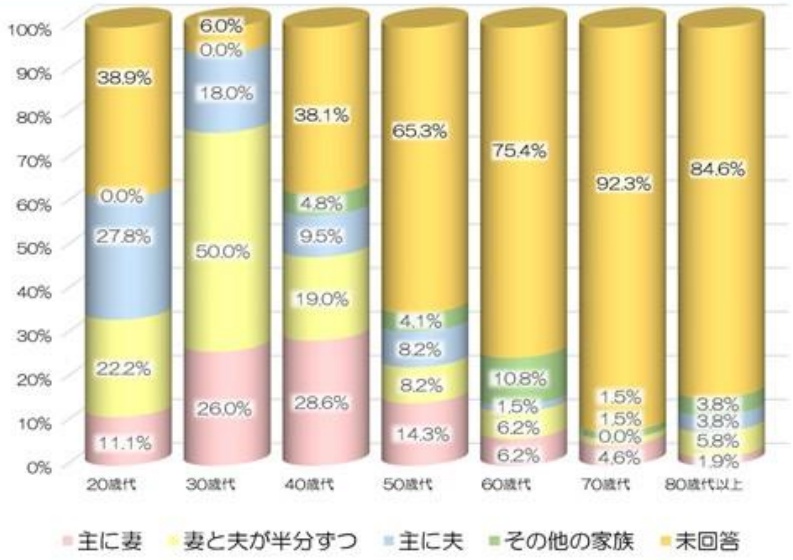

分析

・着替えのお手伝い（おむつ交換含む）は、どの年代についても「主に妻」が1番よく行っている

・【子育て編】については、他の家事に比べ「妻と夫が半分ずつ」の割合が最も高い

・【子育て編】の回答は30歳代が最も高く、分担の割合も高い

・お風呂については、男性が行う割合が他の【子育て編】と比べて高い

・【子育て編】家事シェア度NO.1…30歳代 遊ぶ

○ そ の 他 編

①ゴミ捨て

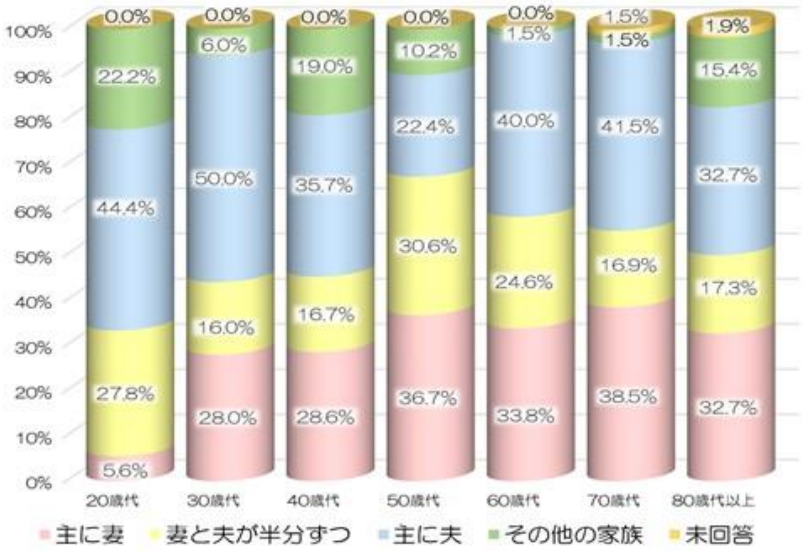

○ その他編

②家計の管理

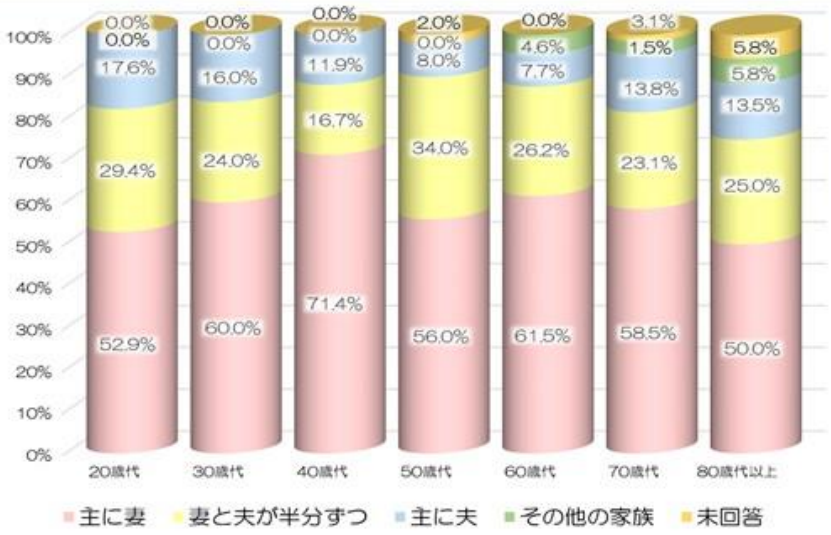

③町内会行事

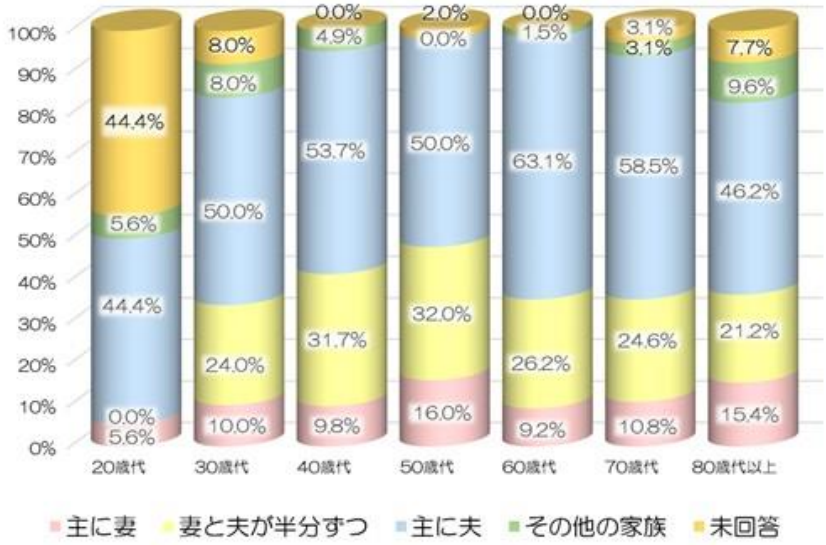

④PTA

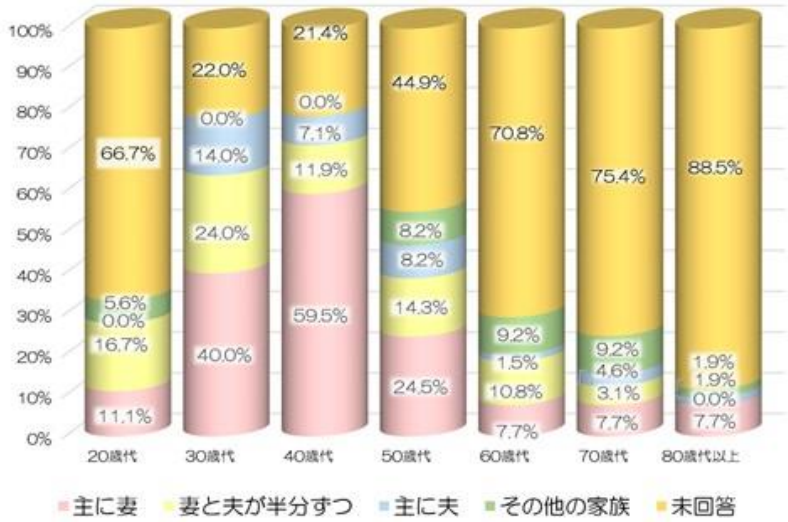

○その他編

⑤農業

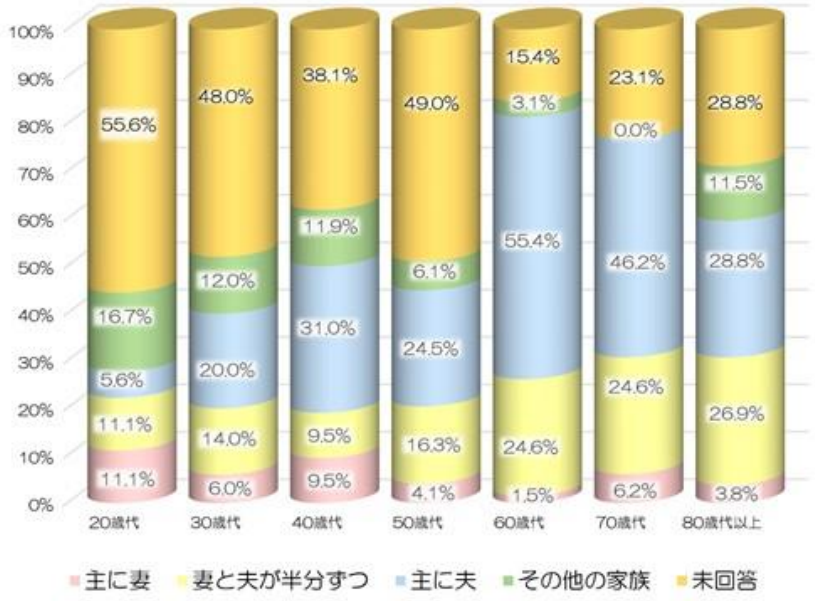

⑥介護

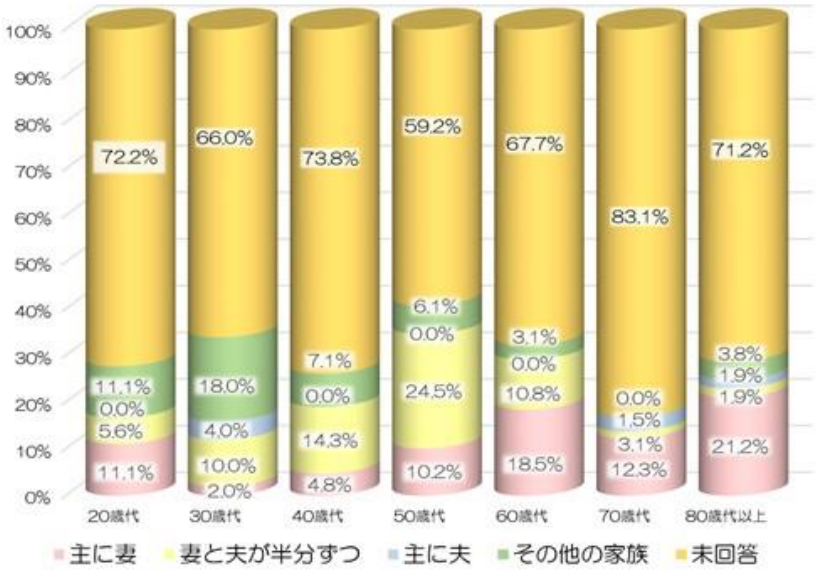

分析

・ゴミ捨てと町内会行事が、今回の調査を行った家事のなかで、「主に夫」がしている家事の割合が最も高い

・介護については、「妻と夫の半分ずつ」の割合が全体的に高い

・家計の管理については、どの世代でも5割以上が「主に妻」が行っている

・町内会行事については、20歳代の未回答（不参加）の割合が高い

・【その他編】家事シェア度NO.1…50歳代 家計の管理

質問２：アンケートを振り返って、ご意見をお聞かせください。

ご意見

※アンケート調査に記入いただいた全てのご意見を原文のまま掲載しています。

20歳代

▪家事・育児は主に妻である私ですが、働き方が変われば、夫ももう少し育児に参加しやすくなると思う。（女性）

▪そもそもこのアンケートを美咲町発展のためにどのように利用するのかが不明である。主に聞いているのが「家事」のことについてだが、役に立つとは思えない。聞くのであれば、世帯の収入、就業場所、業種等を聞いた方が美咲町の発展のためになるのではないか。人口減少が進む中、美咲町に足りない部分は、就業場所だと思う。津山市、岡山市等に若者の流出が多いのは、美咲町に若者が就業する場所が無いため。役場には、企業等誘致に力を入れていただきたいと思います。（男性）

▪アンケート内容がよくわからない物が多かった。（女性）

▪どちらかに負担が片寄っているということはなく、お互いができる部分を、できる人がする、というスタイルで生活できていると感じています。
今回のアンケートで、それを改めて感じることができました。
どの家庭でも、どちらかに負担が片寄ることなく、お互いに協力しあいながら暮らせるような家庭、社会になるよう、いい方向に世の中が変わっていきますように！（女性）

30歳代

▪面白いアンケートだなと思いました。家事の分担についてこのように細かいところまで考えたことがなかったので、自分の家庭について振り返るいい機会になりました。（女性）

▪外仕事や力仕事を殆どお任せしているので、負担が大きいかな・・・と反省していますが、今のところ家庭内で問題なく生活できているので、我が家的には上手く分担できているかと思います。親の介護の問題が出てくる年代になってきているので、少しずつ話し合いしていく事も必要だと考えています。（まだまだ子育て真っ最中なのでなかなか先の事まで考えられていませんが・・・）（女性）

▪お互い得意なことを分担しているので（不満もありますが・・・）。ひとつ屋根の下、協力して暮らしていこうと改めて思いました。（女性）

・改めて、夫が協力していないことが分かった。アンケート「子育て編」については、乳幼児の親対象なのだろうと思い、無回答にしています。子どもは、自立できていますので・・・（女性）

・子どもの人数が多いので、洗濯物や、食事のかたずけなどもう少し手伝ってくれたら助かるのになと思っていたが、アンケートに答えてみたら、全部、私が１人でしていることがよく分かった。（女性）

・できる人がする！（女性）

・すぐ隣に義母が住んでいるので、とても助かっています。集中して家事をしたい時に子どもを預けます。三世代一緒に暮らしやすい環境があれば、子育てや家事をかかえこまず、協力できるので楽になると思います。家事の負担を軽くするためには、家電の活用が欠かせないと思います。例えばルンバや食洗機です。我が家では、家事の分担よりも、いかに家事を減らせるかよく話し合っています。男女で最も差があると感じるのは、出産後の社会復帰です。保育園に空きがなく、子どもが入れなかったので、会社に謝罪したり、育休を延長できないかお願いしました。（女性）

・家事全般、女性がするものと自然となっているなと感じました。私も何気なく、それを当たり前に思っていて、でも自分の子どもには、協力するものだよと感じてもらいたいです。そこで衝突することが多いから。（女性）

40歳代

▪共働きであるが、主に妻があてはまっている。協力できるようにしたい。（男性）

・アンケートの意図がわかりません。それぞれの幸せは、それぞれが決める事であって、町が決める事ではありません。夫が消防団員で、出事が多くて家事を手伝ってもらえません。なので、会合等を、少なくしてもらえるとありがたいです。（女性）

・アンケート記入をしてみると、以外と夫と2人で家事を行っていることに気づけた。共働きをしているので、できる事をそれぞれが分担して行うことは大切だと思った。（女性）

・毎日のことなので特に意識していなかったですが、こうして答えることで、自分達を振り返るきっかけになりました。ありがとうございました。（女性）

・話し合いをして、お互いが納得できればいいかと思います。割合はどうであれ、コミュニケーションの時間が一番大切かと思っています（女性）

・夫は仕事でほとんど家にいないので、4人の子どものことを1人でするのは大変です。仕方がないです。子ども達も少しづつ協力して、家事を手伝ってくれるので、できることを分担してやっていけると良いと思っています。夫が家にいるときは、頼んだら何でも手伝ってくれるので特に問題はありません。（女性）

・家族がお互いを理解しあって補い合い協力できる環境に最近はなりましたが、子どもが小さい頃は自分の思い通りにはならない生活に明け暮れていたように思います。あの時、たわいもない話が誰かとできる時間がもう少しあれば、精神的にも少しくらいは楽だったかもしれません。（女性）

・家事はなるべく時間が取れるほうがしていますが、勤務時間の都合で夫より妻のほうが比率がかなり多いです。（男性）

50歳代

▪まだまだ妻に頼る場面が多い事がこのアンケートでよくわかりました。妻ばかりに負担をかけないように心がけていきたいと思います。（男性）

・ほとんど私が行っていることがわかりました。もう少し家族に協力してもらうことにします。（女性）

・子育て中も、子どものお世話は私が主でしていました。アンケートを振り返り、家事のことをすべて私がしていると言っても過言ではありませんが、私にとって苦痛ではありません。逆に自分の思い通りにできるので・・・。ただ、私が出来なくなった時は、困るかもしれませんね。（女性）

・お互い自分のできる事をしながら干渉しすぎず、居心地の良い家庭である様心がけてきました。近くに子ども家族もいるので、親が仕事で遅くなる時は、孫たちのお迎えや世話もしています。今できるときに、できる事は、協力してあげたいと思っています。孫育てに関わらせてもらって幸せを感じています。お互いの「ありがとう」があるから・・・やっぱりいい言葉です。（女性）

・妻への依存度が大きい事。あらためて実感しました。（男性）

・主人は全く、料理をしません（出来ません）。これも「どうなのかなぁ」と最近とくに50才すぎてから思うことです。主人は「料理できなくても、コンビニ・スーパーがある」と言います。（女性）

・家庭の仕事を分担して軽減すれば楽になるんですが、共働きなのでしかたないと思っています。町内会の草刈りも、欠席の時にお金を集めるのも少し納得できません。負担です。（町内によって異なるのでしょうか・・・）（女性）

60歳代

▪山や畑、自然に囲まれての生活をしております。確かに買い物や、病気の時など不便や不安は多少ありますが、少しづつですが、毎日家で取れた野菜を食べ、一週間に一度か、十日に一度、買い物に行く程度で、食べていける事に、感謝しています。もっと年を重ね、畑仕事ができなくなれば、住む所も考えなくては、と思いますが、今のところ楽しく生活できており、美咲町での田舎暮らしに感謝しています。（女性）

・問4　二人とも無職　表紙の町長のイラストにコメント…元気にがんばっておられますね
お互いリタイアして長いので、自分で出来ることは自分でする。料理も各自の好みの食事を作り分け合っている。風呂のふつうの掃除は妻、カバーを取って中の掃除は夫と、特意な部門をそれぞれがやっている。
なんか、おもしろいアンケートですね。楽しかったです。どう生かされていくのかな。（男性）

・現在は夫婦共に退職、仕事にはでていません。家事全般は妻（私）が行い、夫は米づくり（農業）をほぼひとりでしています。少し前まで共働きでしたが、現在と変わらず家事・育児は妻である私がすべてしていました。それぞれの家庭・年齢などあり、助け合い・支え合いながらできていたらよかったと思いますが、難しかったです。でも私の子どもの家庭は、けっこう分担しながらうまくやっていますので、時代が意識の変化を後押ししているのかと思います。問題提起しているのに何の解決にならなくてすみません。（女性）

・今回のアンケートで、私ももう少し、家事に携われるようにしなければと痛感致しました。（男性）

・家庭内のことは妻、家庭外のことは夫で、年代的なものかと思いました。女性も参加しやすく楽しい町づくりのため、活躍できるところがあってほしい。家庭内のこと（仕事）にももっと手を貸してほしいと夫に対して思いました。（女性）

・住民に若い人を増やすような政策をしてほしい。（男性）

・家事、洗濯等殆ど妻の仕事になっています。仕事を持ちながら、朝早くから掃除、洗濯、家事をしてもらって、大変ありがたく思います。少しでも手伝わなければと思いますが、妻に頼りっぱなしです。（男性）

・子育て編は、もう終わっています。60才定年から、65才、70才再雇用と働く時代になっています。働かないと生活できないから、親の介護も認知とか寝たきり老人とか、妻の仕事も増えて大変です。各家庭によって、色々だと思います。（男性）

70歳代

・老夫婦でともに助け合い元気に過ごしたい。何をするのもほとんど二人です。今、夕方二人で歩いています。（男性）

・退職後の私たちの時代は、アンケートの様ですが、近くに住む子どもたちは共働きのため、二人で協力して生活している実態をみると、母親として安心しています。やはり協力して行うこと、その姿を子どもに見せることが、明るい、よい家庭になると思います。お互い支えあって生きていく事は幸せと感じます。（女性）

・私の子育て中は、今のように夫が手伝ってくれたことがあまりありませんでした。同居でしたので、夫が台所に入ってくることもなく、すべて主婦の仕事でした。介護も今はありませんが、義父母の世話は私がほとんどしたようです。（入院中、施設入所等）家事も二人で協力すれば楽ですよね！（女性）

・働くのをやめてから、夫がよく家事、野菜作り、花づくりをしてくれると体力的いいと思いますが、一番は何をするのも話し合いだと思う。家族への思いやりです。不満を持たないこと、いい日々を過ごすために。（男性）

・日本は憲法以下各法令に基づき、男女平等ですが、悪平等や良いとこどりは許されない。各々ができる事をやりあえばそれでよい事です（男性）

・家事をもっとしなくてはと思っていますが。（男）。妻が亡くなれば料理教室など受講しなければと、現在は思っています。（男性）

・私達高齢者で、息子夫婦たちが50m程の場所で生活しております。日頃は何事も相談して行動いたしている現在です。今のところ、私達も元気なので2人生活をやっております。いざと言ったら走っていくところがあり、安心いたしております。認知にならぬよう、毎日、メリハリをつけて頑張っての生活です。（2人共）（女性）

・問4 70歳代、80歳代以上にあてはまるQですか。年金生活者です。　問5（洗濯編）各自自分の物はそれぞれ自分で洗濯しています。 問5（掃除編）寝室は各自しています。
このアンケートから何を読み取るのですか。何にどう生かすのですか。男女の仕事分担の実態が分かる程度ですよ。小中学生のいる家庭なら次の何番に進むとか、一番時間をかけていることは何かとか、高校生のいる家庭で困っていることは何ですかとか・・・、ひと工夫してほしいです。小学校の児童会がするような程度の町職員の実施するには内容のないアンケートですね。例えば、年代をいくつか（グループ）に分けて設題に進むとか・・・このアンケート、十把一からげですよ。こんなアンケートしているようでは、美咲の未来は暗い。さて、苦言を呈されて自分自身が成長できるかどうかは「あなた次第」です。乱筆乱文にて失礼。（男性）

・一家庭の退職後の高齢夫婦の生活は、健康維持ができていれば相互に補い協力することで、暮らしの安定ははかれます。常会では、隣近所の一人暮らし家庭、子育て世帯など、近所で困りごとはないだろうか、いつでも互いに様子をかわせる日常の関係性を大事にしながら声を掛け合うようにしています。ヤングケアラー問題について、美咲町ではどうなのでしょうか。実態把握など配慮していただきたいものです。（女性）

80歳代以上

・夫80歳、妻（私）77歳、子どもは仕事。毎日、元気でいるため、食事は手作り、畑で、食べるだけのものを作る。今は、ひざと腰が痛いが、1日かかってもゆっくりと頑張っている。夫80歳は腰がヘルニアで悪いが、毎日歩いている。（5000歩から7000歩）。自分たちのことはなるべく、自分たちで助け合ってしようと思っている。これからもよろしくお願いします。（男性）

・男性が残った場合に、本人が困らないように、今から料理、洗濯、掃除などお願いし、教育もしよう。（女性）

・回答後、家事のほとんどを妻が行っている事に気付かされた。出来る限り、協力をしなければと感じた。（男性）

・洗濯は妻が入院したり、身体がすぐれない時は、しています。70を過ぎて大工をやめてからは、できるだけ手伝うようにしています。（男性）

・高齢になると、助けてもらわないと、グチの1つもでます。昔は、何もかも主婦がするのは、当然の時代を過ごしてきた私には、風呂掃除と男子トイレの掃除だけでも助かります。最近の女性は強いですね。うらやましい。（女性）

・問5（料理編）夕食支度「昼、晩のみヘルパーさん」
娘は二人嫁にやり、妻は病気入院のため、自然私の手にかかって来ます。自然限界が来ています。（男性）

・若い人は、感謝の気持ちをもって居ないです。何をしても、ありがとう、済みませんの言葉がないです。米作り、草刈り、野菜作りをしても何んにも言いません。食事も別々になり、話し合いもない。私たちの若い頃とは、全々だめです。明るい家庭がほしいです。（女性）

・酸素吸入者です。妻には感謝です。（男性）

美咲町男女共同参画まちづくり審議会 アンケート結果分析

美咲町男女共同参画まちづくり審議会で、アンケート調査の結果を参考にしながら「みなさんの家庭の在り方を尊重しつつ、幸せいっぱいの美咲町」にしていくには、どんなことができるか話し合いました。今回のアンケート調査の結果を見て、審議会委員の皆さんから出た意見・分析内容を紹介します。

分析

・記載のあった意見には、厳しい意見もあったが、アンケートを通してご夫婦でコミュニケーションを取るきっかけになったのではないかと思う。

・自分が40歳代なので、40歳代の結果を見たが、各世代と比べたら家事をしている男性の割合は少し低いと感じた。各世代で、男性・女性、夫婦で「どのように家事を分担しているのかが分かって良かった」という前向きな意見があって良かった。

・他の家庭がどういう割合で家事を行っているかは、わからないため、自分たち夫婦が話し合って行っていることを皆さんもされていて、回答数からみても常に日ごろから思っていることを考える良いきっかけになったのではないか。

・60歳代・70歳代でも、30歳代・40歳代より家事をシェアしているものが多かったところがあった。「主に妻」よりも「主に夫」が少なかったのが目立った。何かを考えるきっかけになったら良いと思う。

・アンケートの回収率が高く、関心があるのだと感じた。20歳代から30歳代・40歳代になって家事が忙しくなり、60歳代以降お互いを思いやるのかと思う。家事に対して、全体的に後ろ向きなイメージがあるのではないか。

・回答者に女性が多いのが特徴的。20歳代から40歳代の回答で、お互いに得意、不得意があるから得意な方がやるとか、協力しあえる、補えるなどの言葉が大事だと思った。家事は女性がして当たり前、仕方ないと書かれているのが、女性のなかでも当たり前という意識があるのではないかと感じた。

・家事の分担について、回答するにあたり細分化して気づきがあったと思う。女性がたくさん回答をしていることが再確認の意味でも良かったと思う。若い世代の人は男性も協力して家事をしていると思った。年齢が上がるにつれて妻の負担が増えてくる印象を持った。70歳代男性の意見で、1番は何をするにも「話し合い」が必要と書かれていて、「話し合い」ができるような家庭内での取組も大事なのではないかと思った。女性の働き方（正規社員・パート等）がアンケート結果に反映されていると思う。

・男性の若い世代（20歳代～40歳代）の回答率が低かったが、その世代に関心を持ってもらい、今後の取組を考えていくためにも、どのような思いを持って生活されているかを知っていけたらと思う。アンケートを答えてくださった方に関しては、本当に前向きに真剣に考えてくださっていた。

・アンケートの回答方法としては、選択肢が少なく回答が難しい方もおられたと思う。気になったのが、30歳代の回答。小さな子どもの子育てをしている女性の負担が非常に大きいと思うが、回答数で男性が10名、女性が40名の回答数であり、4倍の回答数の差があった。女性が声をあげたくなる理由はなにかと疑問に感じた。

美咲町役場 地域みらい課　電話　0868-66-1191

第 3 章　計画の基本的な考え方

1　基本理念

男女（とも）に輝く幸せな美咲（まち）づくり

男性も女性も、大人も子どもも、お年寄りも若者も、外国人も障がいのある人も、みんなが相手のことを思いやり、相手が自分と違うことをお互いに理解し、いろいろなことにチャレンジすることができ、個性や能力を生かして自分らしく輝きながら活躍することができるまちを目指します。

2　基本目標

近年、男女共同参画の意識は、男女ともに若い世代から高まる傾向にありますが、年代が上がるにつれて、男性において低くなる傾向が見られます。

家庭や地域、職場など様々な場面で、男女間の不平等、特に男性が優遇されていると感じることが、まだまだ多くあります。

また、依然として「男だから、女だから」、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を決めてしまう意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があります。特に、家事[17]や育児・介護は女性がやるべきことという意識が根強く残っています。

社会の中軸をこれまで担ってきた男性たちの意識と生活スタイルが変わらなければなりません。これまで意思決定に男性中心の偏りがあった全ての分野で、女性の視点[18]を取り入れていくことが必要です。

一人ひとりがふだん当たり前だと思っていることを、見つめなおすことが求められています。

「意識を変える」ことはとても難しいですが、「意識が変わる」ことはよくあります。「意識が変わる」きっかけとなる経験をする（させる）ことです。

「意識」や「考え方」が変わるようなきっかけは、何かの経験しかありません。経験することで人は本質的に変わることができます。

美咲町では、家庭での「家事をする」という経験の積み重ねをとおして、一人ひとりの

---

[17]　家事：炊事、洗濯、掃除、買い物、家計管理など家庭での日常生活に関する様々な仕事や作業のこと。家事には人間が生きていくために最低限必要なものと、生活を豊かにするものの両方が含まれます。

[18]　女性の視点：女性の考え方やアイデア、望んでいること。

意識を変え、みらいを生きていくための「生きる力[19]」「生き抜く力[20]」を育み、これからの地域を、そして、まちを変えていきます。

基本目標１　ありがとう、笑顔で言える家庭づくり

家庭は生活の原点です。人は、家庭で心をはぐくみ、安らぎと元気を取り戻し、苦しいとき、悲しいとき、いたわりあいます。

そんな家族の心と心をつなぎ、思いを伝え合う「ありがとう」は、決して言い過ぎることのない魔法のことばです。相手の温かい心をもっと温かく輝かせてくれます。

まずは、**「言わなくても、わかってくれているだろう。」の当たり前**から一歩踏みだし、家族を中心に、日々のありがとうの回数を増やしていきます。

また、家庭には、人が成長する上で、特に子どもにとっては、人格を形成する上で、とても大きな役割があります。

子どもは、家庭での日常を当たり前のこととして学びます。そして一度定着した意識を、大人になってから変えていくことは簡単ではありません。

家族のみんなが「家事をシェア[21]」することで、思いやりと支え合いの心を持った子どもを育み、また、子どもを通してジェンダーの視点[22]を普及します。

基本目標２　気軽に声かけ、つながる地域づくり

急激に変化する社会環境の中で、地域における課題やニーズは多様化し複雑に絡み合ってきています。そして地域の人の顔は、とても見えにくくなっています。

みんなが気軽に声をかけあい、一人ひとりの顔が見える関係を、もう一度つくることから始めます。

そして、安心して、楽しみながら、住み、くらし、働き続けられる地域となるには、「生きがい」、「つながり」、「活動」が必要です。

人と人との温かい関係、互いに尊重し合える関係があるから、生きている実感、生きがいを得られます。人との関係が十分にできると生きる意欲がわき、新しいことを始めたいと思います。それが地域の様々な「自発的な活動」につながっていきます。

地域に、生きる喜び、活動の意欲につながるような出会いの場が少なくなってきています。

「やりたくない」ことでなければ、「とりあえず、なんでもやってみる」、そして「だめならやり直してみる」ことから、気軽な気持ちで始め、仲間を少しずつ増やしていきます。

楽しみながら、「身近な地域の中で、やりたいことを増やし、自分たちで決めて自分たちで担っていく」ことのできる地域づくりを進めます。

19　生きる力：知・徳・体のバランスのとれた力のこと。
20　生き抜く力：どのような状況下でも自ら考え、行動できる力のこと。
21　シェア：一つのものを何人かで分けること。
22　ジェンダーの視点：性別による固定的役割分担や偏見、生活の不満や負担感等が、社会的に作られたものであるかを意識すること。

基本目標３　安心して、自分らしく暮らせるまちづくり

みんなが、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、心身ともに健康でいることや、貧困家庭、高齢者・障がい者、ひとり親家庭といった人たちを支援する仕組みづくり、安全な環境をつくっていくことが必要です。

そのために、ＤＶやセクシュアル・ハラスメント[23]といった重大な人権侵害の防止や妊娠・産後の母子の健康管理、性の違いを考慮した健康づくり、健康寿命の延伸、けがや疾病・感染症の予防、災害などの健康を脅かす問題についての対策や啓発が求められています。

誰かが誰かを一方的に支援するのではなく、「お互いが思いやり、支え合う」、みんなが住み慣れた地域の中で、いつまでも健康で、自分らしく心豊かに暮らし続けられるまちづくりを進めます。

[23] セクシュアル・ハラスメント：相手方の意に反する性的な言動で、それによって、仕事をする上での一定の不利益を与えたり、職場の環境を悪化させたりすること。

3　施策の方向と内容（体系図）

基本理念	基本目標	推進目標	取組の方向
男女（とも）に輝く　幸せな　美咲（まち）づくり	基本目標1 ありがとう、笑顔で言える家庭づくり	推進目標1 おしゃべりし合おう	○家庭生活の満足度を上げよう ○家族のコミュニケーションを深めよう ○リアルなコミュニケーションを心がけよう ○人間関係力を育てよう
		推進目標2 家庭を喜楽（きらく）に楽しもう	○一家団らんの時間を作ろう ○役割をまかせ、約束ごとを決めよう ○家族で共通の体験をしよう ○遠出をしよう
		推進目標3 家族で家事をシェアしよう	○家事（男子）宣言 ○家事男子になろう ○家事をシェアしよう ○みさきBoy、みさきGirlを育てよう
	基本目標2 気軽に声かけ、つながる地域づくり	推進目標4 思いやりをもって、つながりを大切にしよう	○家事（男子）宣言 ○話し合いの場をつくろう ○地域の特性を知ろう ○参加しやすい地域イベントをしよう ○小規模多機能自治を進めよう
		推進目標5 お互いの違いを認め合い、理解し合おう	○近所付き合いをはじめよう ○地域力を高めよう ○地域に住む外国人と交流しよう
		推進目標6 自分のやりたいこと、できることをみつけ、はじめよう	○仲間を作ろう ○地域の中で、男性から意識を変えよう ○子ども・若者の力を活かそう
		推進目標7 地域をみんなで守っていこう	○地域の中で女性の力を活かそう ○女性リーダーを育てよう ○地域で見守ろう ○ボランティアに参加しよう ○災害支援ボランティアを育てよう ○避難所を運営しよう
	基本目標３ 安心して、自分らしく暮らせるまちづくり	推進目標8 家庭の時間を大切にできる職場をつくろう	○子育て支援サービスを充実しよう ○介護・福祉サービスを充実しよう ○再就職・職場復帰・創業を応援しよう ○企業の働き方改革を進めよう ○審議会・委員会等に女性の力を活かそう ○町役場がモデルとなろう
		推進目標9 お互いのよさや違いを認め合い、協力しあえる学校にしよう	○いのちを大切にする心を育もう ○自分らしい生き方を見つけよう ○学校と地域がつながろう ○子どもをネットの危険から守ろう ○子どもを守る、大人としての責任を持とう
		推進目10 いつまでもいっしょに笑って暮らせるまちをつくろう	○家事（男子）宣言 ○「学び」を楽しみ交流しよう ○スポーツを楽しみ交流しよう ○安心して妊娠・出産できる支援の充実 ○生活の困難を抱えた人を支援しよう ○政治分野における女性の参画を進めよう
		推進目標11 男女間のあらゆる暴力をなくそう	○DV等防止に関する広報啓発 ○セクシュアル・ハラスメント及び性犯罪の防止 ○相談体制を充実しよう ○安全確保の体制を充実させよう ○自立に向けた支援体制をつくろう ○性的マイノリティ（LGBTQ）を理解しよう

第 4 章　計画の実行

基本目標１　ありがとう、笑顔で言える家庭づくり

推進目標１　おしゃべりし合おう

スマホ[24]、ＳＮＳ[25]の普及により、情報の個人利用が一気に進み、スマホを利用する個人の時間が増え、ネット[26]上での安易なコミュニケーション[27]が増えています。

一方で、夫婦や親子、兄弟など家族間での会話やリアル（現実的）なコミュニケーションは減ってきています。

スマホをちょっと置いて、顔を合わせて、家族の会話を増やすことが、生活の満足度を高めます。

取組の方向	取組の内容	具体的な取組
○家庭生活の満足度を上げよう	○「おはよう」「いってきます」「ただいま」「おかえり」「おやすみなさい」そして「ありがとう」「ごめんなさい」定番のあいさつを、家族で顔を合わせたら、しっかり言います。	○家庭であいさつ運動
○家族のコミュニケーションを深めよう	○感謝の気持ちや相手を慈しみ、思いやる気持ちを態度と言葉で示します。	○「今日、何かいいことあった？」ポジティブ[28]な問いかけ
○リアルなコミュニケーションを心がけよう	○雑談（たわいもない、意味のない、結論を求めない、否定しないなど）の時間を家族の中で意識して増やし、リアルなコミュニケーションを増やします。	○雑談力養成講座 ○コミュニケーション研修
○人間関係力[29]を育てよう	○「ながら聞き」、「無感動」、「否定する」ことをやめて、「共感」しながら聞くことで、聞き上手を増やし、人間関係の上手な人を増やします。	○聞き方入門講座

[24] スマホ：スマートフォンの略称。携帯電話と携帯情報端末を融合した「Smart＝賢い」携帯端末のこと。
[25] ＳＮＳ（Social networking service）：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称。Ｗｅｂ上で社会的なつながりを提供するサービスのこと。代表的な SNS には「Facebook」、「Twitter」、「Instagram」、「LINE」などがある。
[26] ネット： コンピュータネットワーク、とりわけインターネットを指す略語。
[27] コミュニケーション：互いの考えや気持ち、価値観を伝える行為のこと。
[28] ポジティブ：「肯定的」「積極的」「楽観的」なこと。
[29] 人間関係力：人の気持ちを推し量り、場の空気を読んで笑いや感動を共有する力のこと。

推進目標２　家庭を喜楽（きらく）に楽しもう

家庭は楽しく、ホッとできる、くつろげる場所です。

忙しい生活に追われていると、あっという間に時間が過ぎてしまいます。

「家族でいっしょに過ごす時間（一家団らん）があった方がいい」と頭では分かっていても、きちんと時間を作ることは簡単ではありません。

最初から、完璧にやろうとしないで、小さなことであっても「これなら、できそう」というものを一つずつ作ることから始めます。

家庭内での人間関係が生まれ、家庭に安心できることで、いろいろなことに前向きに挑戦したり、自分自身を大切にできる心（自尊心）が成長し、家族の絆が強まります。

取組の方向	取組の内容	具体的な取組
○一家団らんの時間を作ろう	○一日あるいは一週間のスケジュールを工夫して、朝食や夕食を家族そろって食べる時間を作ります。	○家庭の日（毎月第３日曜日）を家族ふれあいデー ○我が家自慢紹介
○役割をまかせ、約束ごとを決めよう	○子どもに具体的な役割を受け持たせ、子どもの自信と自立を促します。 　また、行動に移しやすい約束ごとを作り、その家庭ならではの生活習慣を作ります。	○早寝・早起き・朝ごはん ○野菜を食べようプロジェクト
○家族で共通の体験をしよう	○家族みんなでできるイベントをつくり、家族みんなで達成感を感じることで家族の絆を深めます。	○家事ルーレットづくり ○大掃除・模様替え
○遠出をしよう	○家族で遠出をすると普段よりも、一緒にいる時間が長くなります。 　また、終えたあとで、家庭で話題となり、思い出として共有することで、心のつながりが強まります。	○アクティビティ[30]体験 ○家族旅行

[30] アクティビティ：海・川・湖・山・空・雪など地球上の自然をフィールドにアウトドアで開催される体験・ツアーだけでなく、ものづくり体験、日本伝統文化体験、オンラインツアーなど、体の一部を利用して楽しんだり、またはネット上で学んだりする活動のこと。

推進目標３　家族で家事をシェアしよう

家事は生活のベース（土台）です。生活は、家事や育児、介護などに支えられています。

家事や育児、介護は、夫婦のどちらかといえば女性に負担が偏ってしまうことが少なくありません。夫婦はお互いに協力し支え合う「チーム」として、働きたいと考える女性が働き続けられること、男性が家事や育児に積極的に参画すること、そして仕事だけでなく、家事や育児、介護など生活に必要なことを互いに協力し、支え合うことが理想です。

まずはじめに、家事は家族みんなでやることとして、無理なく家事を分け合う「家事シェア」から取り組みます。家族みんなの負担が軽くなり、思いが変わり、居心地の良い住まいとなります。

また、男性が無理なく家事に取り組むことで、男性の意識が大きく変わるとともに、子どもにとってはお手本として、また家事はみんなでするのがあたりまえとなります。

取組の方向	取組の内容	具体的な取組
○家事宣言	○町長自らが先頭に立ち「家事宣言」することにより、家庭で家事に取り組む男性を増やします。	○町長「家事宣言」 ○町長の家事の様子をＳＮＳで発信
○家事男子[31]になろう	○「家事は女性がするもの」という意識を変え、「家事ができる男はカッコいい」という価値観を生み出し、家事男子を増やします。 　そして、家事男子をＰＲ[32]し、結婚につなげます。 　また、家事をあたりまえにできる男の子を育て、「みさきＢｏｙ」としてブランド[33]化を進めます。	○男の料理教室 ○パンツのたたみ方教室 ○家事男子マニュアル ○家事男子紹介（みさきテレビ、広報紙など） ○お父さんきらめきポイント（お弁当、家事など）を貯める制度 ○イクメン[34]講座 ○みさきＢｏｙのブランディング[35]
○家事をシェアしよう	○家事は誰かがやるものではなく家族事として、夫婦、家族みんながチームとして、同じ時間にいっしょに別の家事をする習慣を身につけます。	○掃除・洗濯・干し方・たたみ方テクニックの伝導 ○家事チェックシート ○家事シェア家族紹介

31　家事男子：家事に積極的に取り組む男性のこと。
32　ＰＲ（Public Relations）：組織と人とをつなぐ考え方や活動のこと。「宣伝」「広告」のこと。
33　ブランド：時間や対価を払ってでも得たい価値（強み）であり、その価値を活かしてファンを作ること。
34　イクメン：イケメン（イケてるメンmen、またはイケてる面（顔）の両説あり）をもじった造語。育児を楽しみ、積極的に行う男性、または、将来そのような人生を送ることを望む男性のこと。
35　ブランディング：「ブランド」を形作るための様々な活動のこと。

		○家事講座・教室 ○ポイント制度（家事・育児・介護）
○みさきＢｏｙ、みさきＧｉｒｌを育てよう	○子どもに、家庭内の役割を与えることにより、将来の自立に向けた生きる力を育みます。 　また、生涯のパートナーとしての資質を培います。	○ファミリー作文 ○子ども料理教室 ○みさきＢｏｙ、 みさきＧｉｒｌ紹介

基本目標２　気軽に声かけ　つながる地域づくり

推進目標４　思いやりをもって、つながりを大切にしよう

地域では、対面でのコミュニケーションや日々のつき合いが大事にされなければなりません。

目的がなくても、人が集って、他の人と顔を合わせ語り合うことがとても大切です。そのためには、いろいろな考え方を持つ人たちが出会う場を作っていくことも必要です。

男女に関係なく、子ども、若者、大人は、それぞれが発揮する力を持っています。

世代間の関係がとても希薄になってきている中で、もう一度、多世代が安心して出会い直す、関係を結び直すことがとても大切です。

取組の方向	取組の内容	具体的な取組
○家事（男子）宣言	○地域の中で、積極的に多世代の男性が家事などに取り組みます。	○家事（男子）宣言に協賛する地域の募集と紹介 ○男の料理教室 ○地域の女性を招待した男の料理大会 ○家事講座・教室
○話し合いの場をつくろう	○目的がなくても、一人ひとりが集まって顔を合わせる場をつくります。地域の思いや地域の課題を共有し、当事者意識を持てるようにします。	○茶話会[36] ○地域懇談会
○地域の特性を知ろう	○それぞれの地域の気づかず見逃している良いところや魅力を再発見し、地域づくりに活かします。	○ワークショップ[37] ○地域アンケート調査
○参加しやすい地域イベントをしよう	○男女に関係なく、子ども、若者、大人が参加しやすい取組により、世代を超えた交流によるつながりを作ります。	○地域イベントの開催 ○地域行事に家族・夫婦で参加 ○地域活動のＰＲ・情報発信

[36] 茶話会：茶菓だけで気軽に話し合う集まりのこと。
[37] ワークショップ：参加者が自主的に体験する講習会のこと。

○小規模多機能自治[38]を進めよう	○常会・自治会の枠を超えて、たくさんのできることを増やし、自分たちで決めて、自分たちで担っていく組織を作ります。	○地域運営組織[39]の結成

推進目標５　お互いの違いを認め合い、理解し合おう

地域には、年齢や性別、障がい、難病、妊産婦や乳幼児、外国人、ひとり親、日々の生活に困窮している人など、様々な事情の人がいます。

子どもたち中には、家庭の抱える困難が複雑・深刻化し、多くの子どもが当たり前に与えられている環境が、当たり前ではなくなっており、安心して過ごせる居場所がなく、孤立してしまう子どもも少なからずいます。

また、地域は、家族、近所、常会、自治会、消防団、サークルなど、様々な人間関係の集まりとなっています。

人はそれぞれ「できること」「できないこと」「得意なこと」「苦手なこと」があります。相手を受入れないのではなく、一歩引いて柔軟に受けとめることで、お互いの関係は深まります。

地域のあらゆる場面で、お互いが尊重し合い、思いやりを持って生活していくことが大切です。

取組の方向	取組の内容	具体的な取組
○近所付き合いをはじめよう	○常会等の活動に基本となる「向こう三軒両隣り」の人間関係をもう一度見直します。	○茶話会 ○趣味の交流 ○グラウンドゴルフ ○卓球
○地域力を高めよう	○地域にはさまざまな価値観や、いろいろな課題や問題を抱えた人たちが暮らしています。 　これらの人が地域の中で孤立したり、閉じこもりになったりすることがないように、地域内で支え合いのシステムをつくり	○ふれあいサロン[40] ○ワンデイカフェ[41] ○買い物支援 ○見守り巡回訪問 ○みしゃモンカレッジ[42] ○障がい者アート教室

[38] 小規模多機能自治：小さな地域で、たくさんのできることを自分たちで決定し、自分たちで担っていくこと。

[39] 地域運営組織：地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織のこと。

[40] ふれあいサロン：地域での孤立・閉じこもり防止や健康・生きがいづくりを目的に、ごく身近な地域を拠点として、参加する人とボランティアとが一緒になって企画をし、内容をきめ、住民主体で運営していく、楽しい仲間づくり、ふれあい交流の場のこと。

[41] ワンデイカフェ：集会所・コミュニティ・個人宅・空き家・空き店舗等を活用して、住民の雑談場所、身近な相談場所として、誰でも気軽に立ち寄れる居場所のこと。

[42] みしゃモンカレッジ:障がいのある方が主になって地域で活動していける「場」を、本人や家族だけでなく地域住民、障がい者福祉施設、行政と連携し、障がいのある方々に多くの夢をもってもらい、地域でいきいきとした生活を送ってもらえることを目的に、美咲町社会福祉協議会が実施している障がいのある方が学べる大学のこと。

	ます。	○子育てサロン ○放課後子ども教室[43] ○放課後児童クラブ[44] ○子ども第三の居場所[45] ○地域（子ども）食堂[46]
○地域に住む外国人と交流しよう	○地域には、ベトナム人を始め、多くの外国人が生活しています。 　お互いの文化の違いを理解し合い、地域と外国人をつなぎます。	○ベトナム語講座 ○多国籍料理教室

推進目標６　自分のやりたいこと、できることをみつけ、はじめよう

地域の中のどんな分野でも「やりたい」ことは、「やらされている」ことと比べて大きな力を発揮します。「やりたい」ことは、長く続けることができます。

地域には、様々な得意なことを持った人がいます。それらの人を発掘し、無理強いをせず、緩やかにつながり、協力し合いながら活動していくことを基本とします。

一人ひとりが役割を得て、やりがいを感じながら地域活動を楽しみ、自信を持って前向きに取り組むことを目指します。

これまでの地域づくりは、男性が主体となっていましたが、これからは女性や若者、子どもの力が必要です。

みんなで対話し、共感的な関係から対等なパートナーとして活動していきます。

取組の方向	取組の内容	具体的な取組
○仲間を作ろう	○子どもたちから大人まで、得意なことを持った人を集め、役割と責任を与え、地域の活動に活かします。	○地域人材バンク ○生涯学習講座 ○ボランティア体験
○地域の中で、男性から意識を変えよう	○男性の苦手としていることをみんなと一緒に行い、苦手意識を取り除きます。 　また、得意としていることを積極的に地域の活動に取り入れます。	○男の料理教室 ○女性を招待した料理大会 ○男のお菓子コンテスト ○洗濯ものたたみ競争 ○父子イベント

[43] 放課後子ども教室：平日の放課後や学校休業日に、児童・生徒を対象とした安全・安心な居場所づくりを行い、その中で地域住民との交流や、各種体験学習活動を行う取組のこと。

[44] 放課後児童クラブ：児童福祉法における「放課後児童健全育成事業」の通称。保護者が共働き等により昼間にいない家庭の小学生を預かり、その遊びや生活の場を提供して、健全育成を図る取組のこと。

[45] 子ども第三の居場所:B&G 財団が、様々な困難な状況にある子どもたちを支援することを目的に、「地域の子どもたちのもう一つの家」となる場所を想定して拠点化を進めているた事業のこと。

[46] 地域食堂:「子どもたちが安心して過ごせる居場所」と「地域の様々な人が集う交流の場」の特徴を併せ持つ場所のこと。

○子ども・若者の力を活かそう	○子どもや若者を大人と対等なパートナーとして認め、地域の活動に、子どもや若者のアイデアや創造力を取り込みます。	○子ども・若者の企画立案イベント ○ゲーム教室 ○コミュニティカフェ[47]

推進目標７　地域をみんなで守っていこう

登下校の子ども、一人暮らし高齢者や障がい者など、支援が必要な人への見守り活動を通じて、住民同士が共に支え合って、安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めます。

また、女性は、自治会や町内会などの活動で、大きな役割を担っていますが、これらの組織の長や役員に登用されていません。これからは、地域でのさまざまな政策・方針など、意思決定の過程や場に女性が参画することがとても重要です。

東日本大震災や熊本地震では、避難所などで女性の視点に配慮した対応が不十分で、さまざまな問題が発生しました。

平常時から、男女のニーズの違いを把握し、女性の視点を取り入れた防災・避難所運営・復興の取組を進めます。

取組の方向	取組の内容	具体的な取組
○地域の中で女性の力を活かそう	○あらゆる分野において、女性による新しい発想や価値観、意見を反映します。	○自治会役員への女性の登用 ○地域運営組織への女性の登用
○女性リーダーを育てよう	○これからのリーダーは、人の話を聞き、共感し、癒し、奉仕することが求められます。支えるリーダーになる意欲やスキルアップ[48]を支援します。	○女性リーダー養成講座
○地域で見守ろう	○普段の生活のなかでの、「あいさつ」、「声かけ」、「生活の様子を気にかける」などから、早い段階で「ちょっとした変化」に気づき、必要な支援につげます。	○登下校時の見守り ○安全安心パトロール ○日常見守り（声かけ） ○定期見守り
○ボランティアに参加しよう	○自分の持っている「時間」を自分以外の誰かのために使い、今までにもら	○各種ボランティア養成講座 ○ボランティア体験

[47] コミュニティカフェ：飲食店としてだけではなく、地域の人たちが集まり、交流を行える場としての役割を果たしているたまり場・居場所のこと。
[48] スキルアップ：訓練や学習を通して自分の能力を高めること。

	った「ありがとう」をお返しするボランティアの普及と活動を支援します。	○育児・託児ボランティア養成
○災害支援ボランティアを育てよう	○災害支援ボランティアの活動についての理解を深めるとともに、平常時からの防災・減災[49]活動を通じた災害時にも支え合える人を育てます。	○災害支援ボランティア養成講座 ○避難所における女性相談ボランティア養成講座 ○自主防災組織活動 ○地域防災運動 ○避難所宿泊体験
○避難所を運営しよう	○災害時、より弱い立場におかれる人々が、安心できる避難生活を送れるように、男性の視点だけでなく、女性の視点を取り入れた運営とします。	○避難所運営マニュアルの作成 ○避難所用品の整備 ○女性のための防災講座

基本目標３　安心して、自分らしく暮らせるまちづくり

推進目標８　家庭の時間を大切にできる職場を作ろう

みんなが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事での責任を果たさなければなりません。一方で、家事や育児、介護の時間や、家庭、地域、そして自分の時間も必要です。

女性は、結婚後も働きながら子育てを行うことが増えてきましたが、依然として、家事をはじめ子育て、介護の多くを女性が担っています。

家庭のことと地域での活動や仕事が両立できるように、仕事と生活を調和（ワーク・ライフ・バランス）させることが大切です。お互いが家庭の時間を大切にできるよう働き方改革を進めます。

取組の方向	取組の内容	具体的な取組
○子育て支援サービスを充実しよう	○共働き家庭の増加や就労形態の多様化、保護者のニーズに対応するため、きめ細やかな保育サービスを充実します。 　また、保護者への情報提供や相談・支援を行います。	○一時保育や延長保育 ○病児・病後児保育 ○美咲町子育て世代包括支援センター“たんぽぽ” ○母子クラブ ○産後パパ育休（男性版育休）
○介護・福祉サービ	○介護予防を進め、介護の負担軽減を図	○介護保険

[49] 減災：災害による被害を、できるだけ小さくする取組のこと。

スを充実しよう	ります。介護と仕事の両立に対応した介護支援の相談とサービスを提供します。	○介護予防 ○ふれあいサロン ○通いの場
○再就職・職場復帰・創業を応援しよう	○再就職・職場復帰のための情報提供や求人相談、スキルアップの支援を行います。 　また、空き店舗や空き家の活用による創業を支援します。	○キャリア形成支援セミナー ○女性のための就職応援研修会 ○空き店舗・空き家活用事業 ○農業女子チャレンジ支援 ○しごとコンビニ[50]
○企業の働き方改革を進めよう	○誰もが働きやすい職場環境づくりを支援するため、イクボス[51]宣言、子ども参観日[52]、家事（男子）宣言を行う町内企業を募集します。	○イクボス宣言 ○子ども参観日 ○家事（男子）宣言 ○女性のエンパワーメント[53]講座 ○フェムテックを活用した働く女性の就業継続支援[54]
○審議会・委員会等に女性の力を活かそう	○まちづくりに多様なニーズを反映するため、町の政策・方針決定過程へ女性の参画を進めます。	○各種審議会・委員会への女性の登用
○町役場がモデルとなろう	○女性職員の人材育成や管理職への登用を進め、多様化する課題やニーズへの対応力強化や組織の活性化につなげます。 　また、職員の仕事と育児や介護との両立、家庭生活や地域活動の充実を図ります。	○管理職への女性の登用 ○ノー残業デー（一斉消灯） ○男性職員の子の看護・育児・介護休暇取得の推進

推進目標９　お互いのよさや違いを認め合い、協力しあえる学校にしよう

「男の子らしく、女の子らしく」といった性別役割分担意識は、長年の生活の中で作られ

[50] しごとコンビニ：地域の短時間でできる仕事と時間や年齢等を理由に働きたくても働けない地域の人をつなぐ仕組のこと。
[51] イクボス：「育児」と「ボス」を組み合わせた造語。部下のキャリアやワーク・ライフ・バランスを応援しながら、組織としての成果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむ上司（管理職や経営者、女性も含む。）のこと。
[52] 子ども参観日：夏休みなどの学校の休業日を利用して、子どもたちが自分の保護者等の職場を見学する取組こと。
[53] 女性のエンパワーメント：女性が個人としても、社会集団としても意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮すること。
[54] フェムテックを活用した働く女性の就業継続支援： フェムテック企業と導入企業（女性を雇用企業）、自治体、医療機関が連携し、働く女性の健康の悩み等を解消すること。

ます。

　そのため、家庭だけでなく、学校教育や社会教育においても、子どもの心身の発達に応じて、男女平等の意識やお互いを理解し、協力し合う価値観を育てていくことがとても大切です。

取組の方向	取組の内容	具体的な取組
○いのちを大切にする心を育もう	○子どもたちに、男女共同参画意識が育まれるよう、保育園や小・中学校において、一人ひとりの人権の尊重と男女共同参画の視点に立った保育・教育を進めます。	○人権講演会 ○人権標語・人権ポスター募集 ○道徳の公開授業 ○家庭科の充実 ○あいさつ運動 ○子ども料理教室 ○夏休みキッズスクール ○明るい家庭づくり作文 ○学校の制服の見直し
○自分らしい生き方を見つけよう	○子どもたちが男女を問わず将来に夢と希望を持ち、学ぶことや働くことへの意欲や目的をより確かなものにするため、職場体験学習を充実させ、職業観の育成やキャリア教育を推進します。	○キャリア教育[55] ○職場体験学習 ○中学生短期留学（ホームステイ） ○イングリッシュキャンプ[56]
○学校と地域がつながろう	○学校と地域が目標やビジョンを共有し、学校と地域が一体となって子どもを育てます。 　そして、地域住民の絆づくり、生きがいにつなげます。	○地域とともにある学校 ○コミュニティスクール[57] ○郷土学習 ○みさきスタイルこども応援事業[58] ○三世代交流活動
○子どもをネットの危険から守ろう	○ＳＮＳを使った匿名による誹謗・中傷、誤報・虚報、いじめが後を絶たず、責任の所在も不明確となっています。	○メディア･リテラシー[59]教育 ○ネット･リテラシー[60]講演

[55] キャリア教育：キャリア（経歴）を活かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育のこと。
[56] イングリッシュキャンプ：英語を「勉強」するのではなく、異文化を肌で感じながら英会話に挑戦し、国際交流をすることで、英語を学ぶ「きっかけ」をつくり、子どもたちの自主性や積極性を養うことを目的とする体験イベント。
[57] コミュニティスクール：学校運営協議会制度。学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組のこと。
[58] みさきスタイルこども応援事業：学校・家庭・地域が連携協力し、地域住民等の参画による地域の実情に応じた取組を有機的に組み合わせて、様々な教育支援活動を全地域に行う事業。
[59] メディア・リテラシー：インターネットやテレビ、新聞などのメディアを使いこなし、メディアの伝える情報を理解する能力のこと。
[60] ネット・リテラシー：インターネットリテラシーの略。インターネットの情報や事象を正しく理解し、それを適切に判断、運用できる能力のこと。

	子どもたちにとって 「正確な情報を取捨選択する力」と「メディアのあり方を考えさせて正しく発信できる力」を身につけさせます。	会
○子どもを守る、大人としての責任を持とう	○学校等を通じて、保護者における男女共同参画についての理解を深めるため、啓発していきます。	○男女共同参画セミナー[61] ○人権研修 ○出前講座

推進目標１０　いつまでもいっしょに笑って暮らせるまちをつくろう

男性と女性にはそれぞれ特有の身体上の特性がありますが、特に女性は心身の状況がライフステージ[62]に応じて大きく変化します。なかでも、妊娠・出産は大きな節目であることから、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりがとても重要です。

男女が互いの性を理解し思いやり生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためには、個々が心身の健康について正しい情報や知識を入手し自分から行動できるようになることが望まれます。

取組の方向	取組の内容	具体的な取組
○家事（男子）宣言	○町長自らが先頭に立ち「家事（男子）宣言」することにより、家事を自分事として積極的に取り組む男性を地域、企業、団体などから増やし、男性の意識改革を進めます。	○「家事（男子）宣言」協賛企業などの募集と紹介
○「学び」を楽しみ交流しよう	○趣味、文化、生涯学習などの「学び」を通じて、人と人とのつながり、生きがいづくりを進めます。	○高齢者対象定期講座 ○女性対象定期講座 ○さくらのうた[63]
○スポーツを楽しみ交流しよう	○気軽に楽しめるスポーツやレクリエーションを通じて、健康づくりや運動の習慣化、人と人とのつながり、生きがいづくりを進めます。 また、男性からスポーツへの参加が消極的な女性に対し、スポーツへの参加を促します。	○コロバン体操 ○ラジオ体操 ○卓球 ○各種スポーツイベント ○みさきっこ体育教室[64] ○「ながら運動」や「隙間時間」を活用して行えるスポーツメニューの提案

[61] セミナー：あるテーマを設定して、そのテーマに興味がある人を集めて実施する勉強会のこと。
[62] ライフステージ：就職、結婚、出産、育児など、節目となるできごとによって区分される生活環境の段階のこと。
[63] さくらのうた：町木である「さくら」をテーマにした短歌、俳句、川柳を広く募集し、郷土への愛着を醸成するとともに、日本の伝統文化である短詩型文学の振興に寄与する事業。
[64] みさきっこ体育教室：幼児から小学生を対象に、マット・とび箱・鉄棒・縄跳び・ボール運動の基本的な技の習得と「からだづくり」、「こころづくり」を進める教室。

○安心して妊娠・出産できる支援の充実	○妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及や検診・相談など、妊娠から出産、育児まで切れ目のない支援を行います。 　また、妊娠・出産に伴う経済的負担を軽減するための支援を行います。	○各種検診（検診） ○離乳食教室 ○母子クラブ ○相談窓口（子育て世代包括支援センター“たんぽぽ”） ○各種子育て助成 ○不妊治療の助成
○生活の困難を抱えた人を支援しよう	○貧困、高齢、障がい、ひとり親など、様々な困難を抱える人への相談体制や自立支援に取り組みます。	○地域包括ケアシステム[65]の推進 ○権利擁護 ○生活困窮者支援 ○ひとり親家庭等日常生活支援
○政治分野における女性参画を進めよう	○女性対象の講座などを行い、政治への関心と理解を深めます。	○女性のための支援講座 ○ハラスメント防止研修

推進目標１１　男女間のあらゆる暴力をなくそう

夫や恋人からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー[66]行為など、特に女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。女性に対する暴力の根底には、女性への人権の軽視があります。

あなたのこころ、あなたのからだは、あなただけのものです。どんなに親しい相手、好きな相手にも“ＮＯ”と言える対等な関係づくりがとても大切です。

また、性的マイノリティ（ＬＧＢＴＱ）[67]やその他の困難を抱える人についても、教育や学習を通じて正しい知識をもち、全ての人の人権が尊重されなければなりません。

男女を問わず、学校や地域、職場などあらゆる場において人権が尊重され、暴力を根絶、容認しないまちづくりに努めます。

取組の方向	取組の内容	具体的な取組
○ ＤＶ等防止に関する広報啓発	○ ＤＶ等防止のための情報提供を行い、啓発活動を進めます。	○広報みさき、ＨＰ、ＳＮＳ、みさきテレビ等による

[65] 地域包括ケアシステム：要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のこと。

[66] ストーカー：同一の者に対し、つきまとい等を反復して行うこと。

[67] 性的マイノリティ（ＬＧＢＴＱ）：・Lesbian レズビアン（女性同性愛者）、・Gay ゲイ（男性同性愛者）、・Bisexual バイセクシュアル（両性愛者）、Transgender トランスジェンダー（生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）、Questioning クエスチョニング（自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人）などの総称。

		DV 防止啓発 ○ＤＶ防止啓発セミナー ○デート DV[68]防止の啓発
○セクシュアル・ハラスメント及び性犯罪の防止	○職場や教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントや性犯罪被害を防止するため、広報や対応策の情報提供を行い、啓発活動を進めます。	○セクシュアル・ハラスメント研修
○相談体制を充実しよう	○子どもや高齢者、障がい者など困難を抱えた人、暴力や被害を潜在化させないために、相談機関の周知や情報を提供します。	○人権相談や女性のための相談 ○民生児童委員をはじめ、地域団体や女性団体などの活動を通じての周知 ○ＤＶ等の被害者支援に対する関係各課の連携 ○対応職員の資質向上 ○ＤＶ被害者の住民票閲覧制限 ○相談窓口の紹介
○安全確保の体制を充実させよう	○ＤＶ等被害者の緊急時の安全確保のため、警察など関係機関と連携し、適切な一時保護を行います。	○ケース会議 ○民間シェルター運営活動支援
○自立に向けた支援体制をつくろう	○被害者の立場に立ち、相談対応から保護、自立まで切れ目のない支援に取り組みます。	○カウンセリング ○法律相談
○性的マイノリティ（ＬＧＢＴＱ）を理解しよう	○性的指向[69]や性自認[70]に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行います	○広報みさき、ＨＰ、ＳＮＳ、みさきテレビ等による啓発 ○リーフレット作成・配布

[68] デート DV：交際相手からの言葉・からだ・こころ・性的暴力のこと。重大な人権侵害であり、犯罪ともなる行為。
[69] 性的指向：その人の恋愛感情や性的関心が、どの性別を対象にしているかということ。異性愛・同性愛・両性愛などがある。性指向。
[70] 性自認：自分の性別をどのように認識しているかということ。肉体の性別とは必ずしも一致しない。ジェンダーアイデンティティー。

第５章　計画の推進

１　計画の推進体制

（１）住民の役割

住民一人ひとりが、男女共同参画社会の意義を正しく理解し、その実現に向け、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場を通して、主体的・積極的に取り組むことが求められています。

性別による差別的な取り扱いを行わない、固定的な性別役割分担意識に基づく制度・慣行を改善するなど、身近なところから取り組むよう努めます。

（２）地域の役割

地域の活動が、片方の性（特に男性）に偏るなど、性別や年齢などにより役割を固定化することのないよう、意識の壁をとりのぞき、地域の様々な政策・方針決定の過程や場に女性の参画を図るとともに、地域活動に男女共同参画の視点を反映するよう努めます。

（３）ボランティア・ＮＰＯの役割

さまざまな分野で活躍しているボランティアやＮＰＯは、住民や地域、町と連携し、活動の場を創っていくよう努めます。

（４）事業者・企業の役割

仕事と生活の調和の実現や、多様な視点を持つ人材の活用などにより、男女が共に参画できる環境を整備することは、それぞれの事業者・企業はもちろん、日本の社会・経済の活性化につながります。

積極的に男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めます。

（５）学校の役割

学校は、子どもの生き方、考え方に大きな影響を与える場であることから、生活、学習、進路指導などの分野において、男女平等の理念に基づいて行われることが不可欠です。

人権の尊重、男女の平等、相互理解と協力についての指導を充実させるとともに、自立の意識を育み、個性や能力を尊重する教育を進めます。

（６）町の役割

ア　美咲町男女共同参画まちづくり審議会

この計画に基づくまちづくりを推進するため、施策の調査研究や計画の進捗状況の管理、評価、普及啓発活動などを行います。

イ　庁内各課・教育委員会・小中学校・社会福祉協議会との連携強化

美咲町男女共同参画推進本部において、各種施策を総合的かつ効果的に取り組んでいくとともに、町内の保育園や小中学校、美咲町社会福祉協議会と緊密な連携と調整を行います。

ウ　町と住民・各種団体などとの協働と連携

各種施策を総合的かつ効果的に進めていくために、住民や地域運営組織（協働のまちづくり協議会・小規模多機能自治）、各種団体、ＮＰＯ、民間事業者などとの協働のもと、連携して取り組みます。

エ　国・県・関係機関との連携強化

男女共同参画社会の実現に向けての取組は、非常に広範囲にわたるため、一つの町の施策だけで効果を上げることはできません。

そのため、国・県・近隣市町村など、関係機関との情報交換や緊密な連携に努めます。

オ　職員一人ひとりによる実践

職員一人ひとりが、職場で施策を推進することはもとより、家庭・地域などにおいても、率先して男女共同参画を実践していきます。

2　計画の進行管理

この計画は、Ｄ－ＯＯＤＡ（ドゥーダ）ループにより、進行管理を行います。

Ｄ－ＯＯＤＡは、対話によって大筋の計画（Ｄｅｓｉｇｎ）を立て、その後臨機応変に、観察（Ｏｂｓｅｒｖｅ）、情勢判断・方向づけ（Ｏｒｉｅｎｔ）、決定（Ｄｅｃｉｄｅ）、実行（Ａｃｔ）するというループを素早く回していくものです。

この計画が、地域課題や住民ニーズに沿った実効性のある計画として常に機能し続けるよう、毎年度、各施策の進捗状況について関係各課により確認や改善に向けた検討などを行います。

そしてその結果を含めて、この計画の施策の実施状況を美咲町男女共同参画まちづくり審議会に報告し、意見及び評価を受けながら進行管理するとともに、改訂の必要があると判断した際は、いつでも柔軟に見直しするものとします。

また、プランを効果的に推進するため、男女共同参画に関する町民意識調査などによる情報収集、調査・研究を行い、施策に反映させていきます。

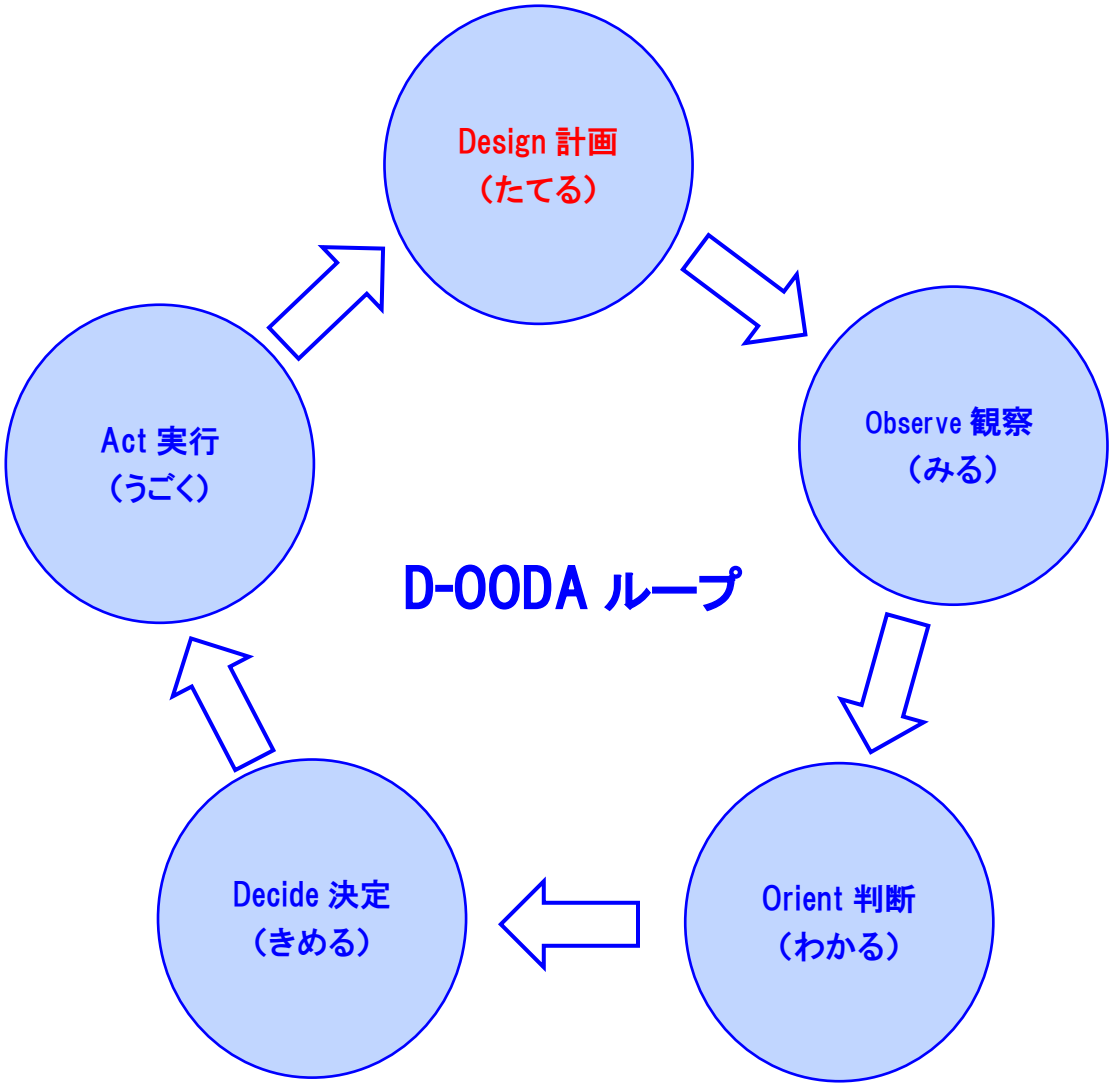

資料編

1　統計からみる現状と課題

（1）少子高齢化の進行と生産年齢人口の減少

美咲町の人口は、年々減少しており、美咲町誕生時の平成１７(2005)年の１６，５７７人に対して、令和２(2020)年は１３，０５３人（国政調査確定値）と、１５年間で３，５２４人の減少となっています。

また、年齢区分別人口構成で見ると、年少人口（１５歳未満）や生産年齢人口（１５歳以６５歳未満)、老年人口（６５歳以上）のすべての区分で減少しています。

平成１７(2005)年から令和２７(2045)年にかけて、生産年齢人口比率が５４．３%から４４．１%へ１０．２%減る一方、高齢者比率は ３４．０%から ４６．６%へ１２．６%増える見込みです。

平成１７(2005)年は、高齢者１人を生産年齢人口１．６人で支えていたものが、令和２７(2045)年には、生産年齢人口１人で高齢者１人を支えることになります。

◆年齢区分人口

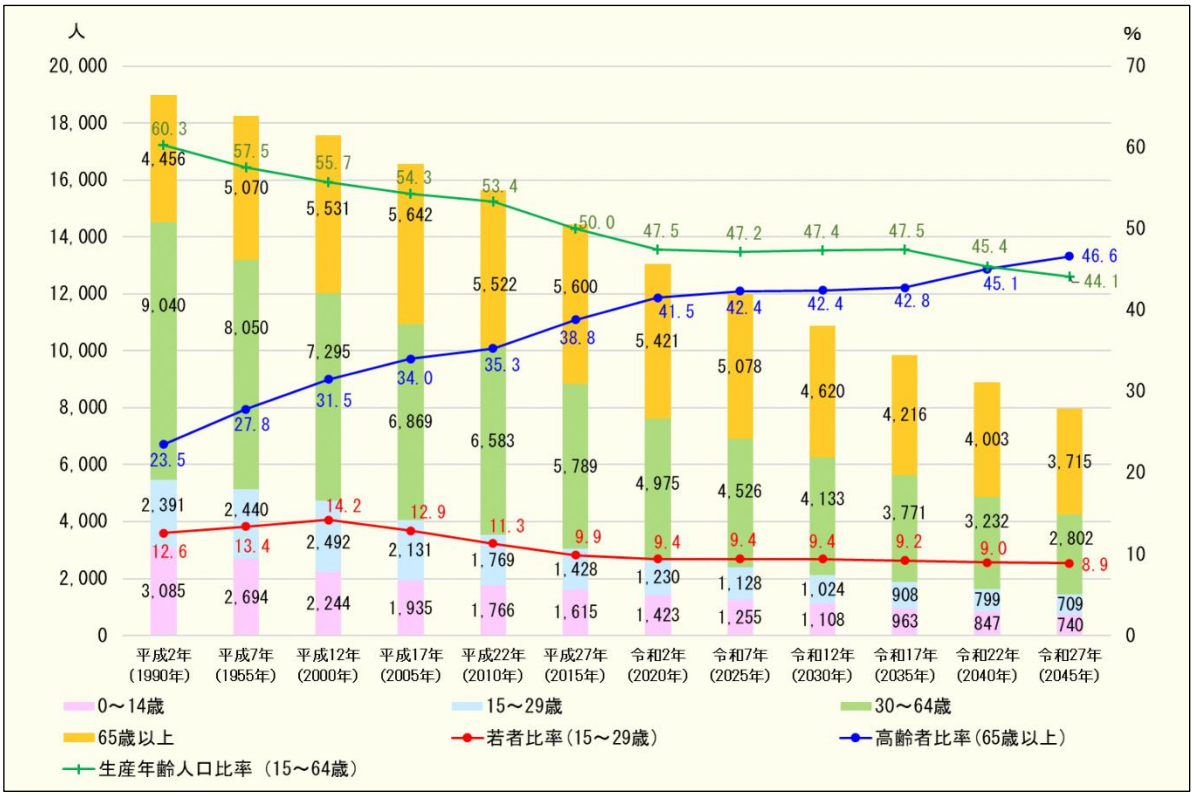

※令和７（２０２５）年以降は、推計値。　　（出典：国立社会保障・人口問題研究所）

◆人口ピラミッド

６５歳代後半から７０歳代後半の人口が多く、２０歳代から３０歳代前半の人口が少ない傾向がみられます。また、６５歳以上では男性より女性が多くなっています。

2020（令和 2）年

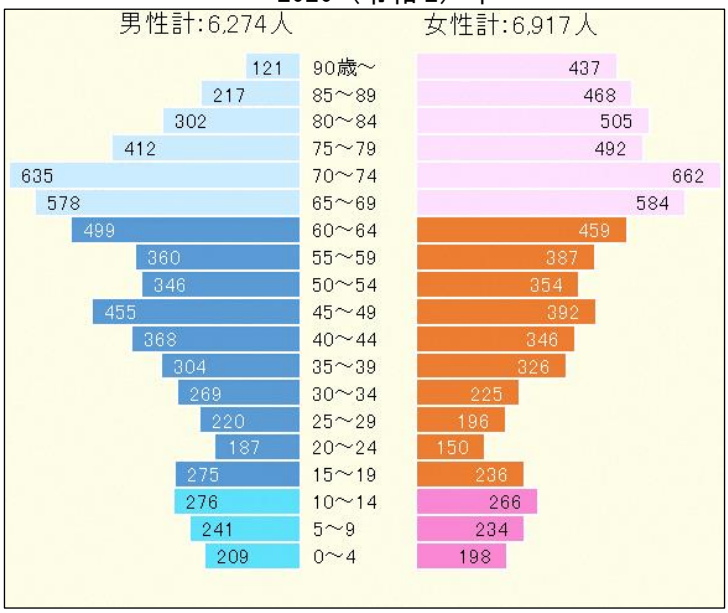

2045（令和 27）年

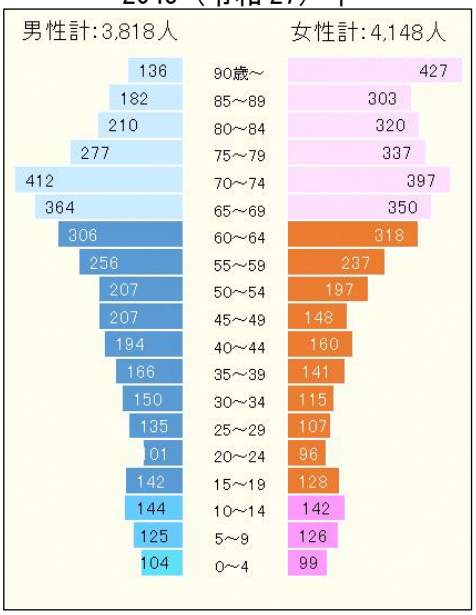

（出典：国立社会保障・人口問題研究所）

◆社会動態

転出者数が転入者数を上回る社会減の状況が続いており、平成２８（２０１６）年以降は１００人前後の転出超過となっています。

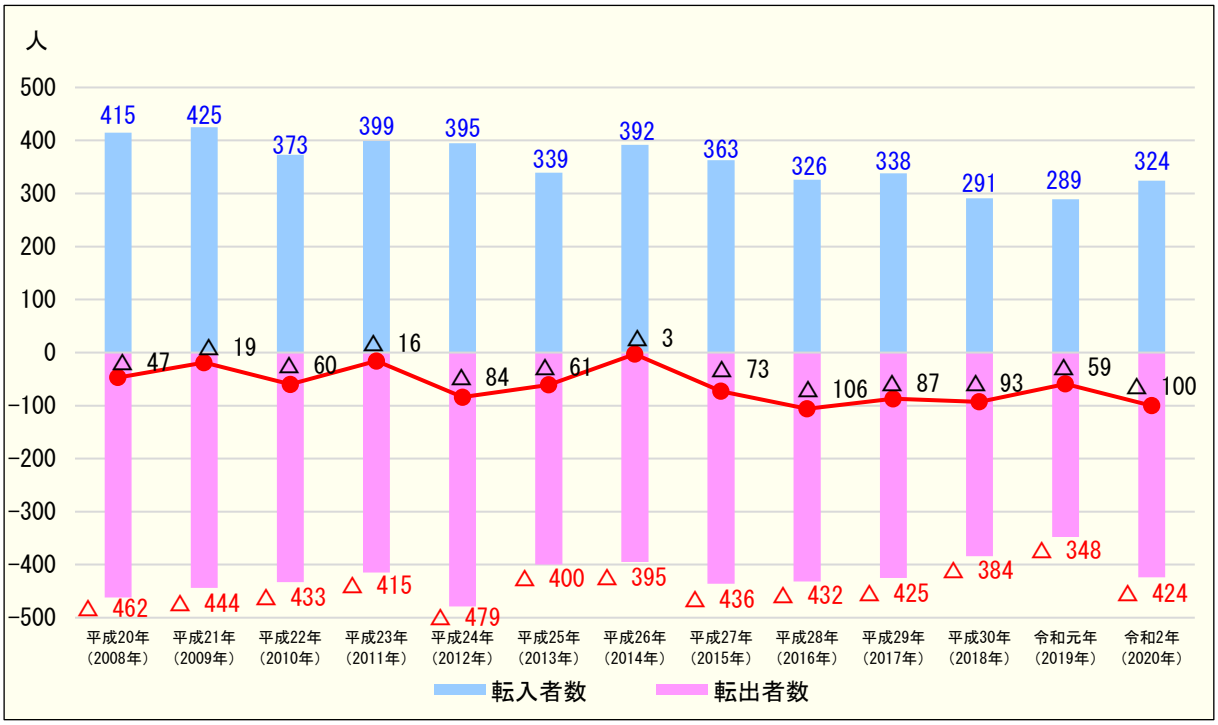

（出典：住民基本台帳）

◆特殊出生率

特殊出生率[71]は、全国や県の数値を上回りながら、平成２５（2013）年以降、増加傾向にありましたが、令和２（2020）年から新型コロナウイルス感染症などの影響により大きく減少しています。

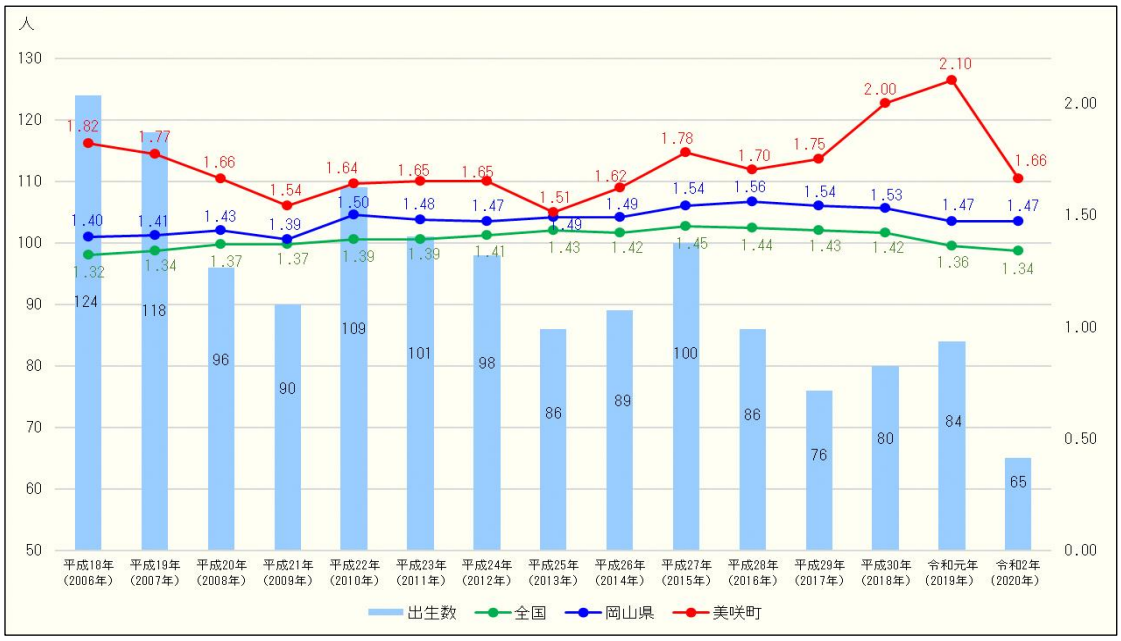

（出典：人口動態統計）

◆未婚率

２０歳代前半から３０歳代前半の未婚率は、上昇傾向にあり、未婚化・晩婚化が進んでいます。

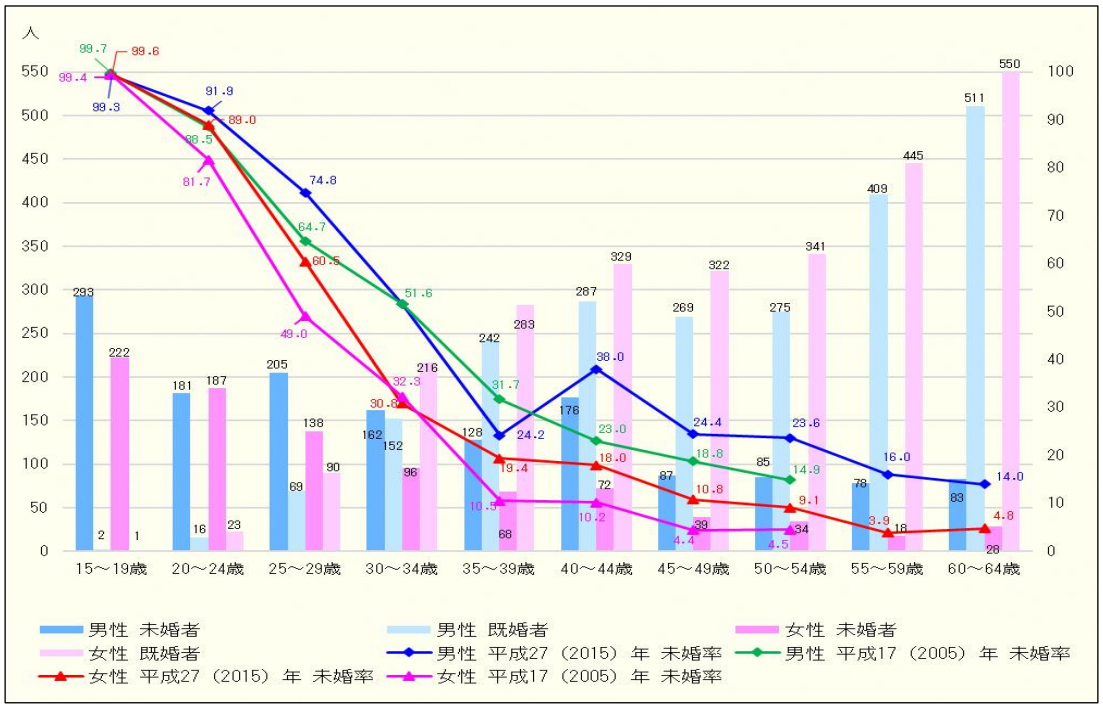

（出典：国政調査（各年））

[71] 特殊出生率：ある期間（通常は１年間）の出生状況に着目して、その年における各年齢階層（15-49 歳）の女性の出生率を合計したもの。

◆婚姻と離婚

婚姻件数は、減少傾向にあり、離婚件数は、ほぼ横ばいとなっています。

婚姻件数の減少は、少子化（子どもが生まれない）の最大要因であり、今後さらに少子化が進むことが想定されます。

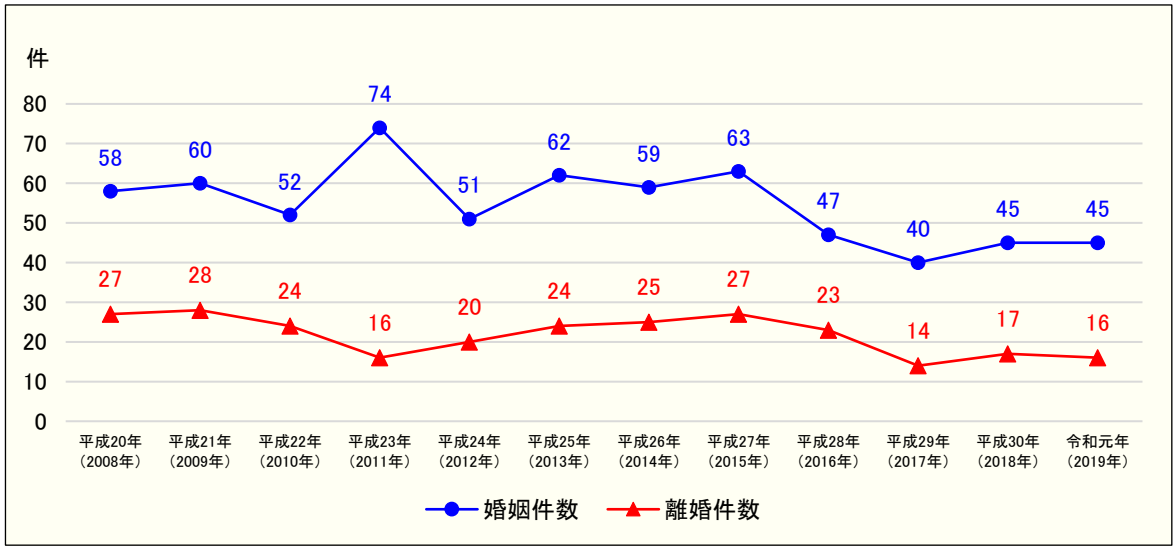

（出典：住民基本台帳）

◆自然動態

出生数を死亡者数が大きく上回り、自然減となっており、今後も２００人前後の自然減が続くことが想定されます。

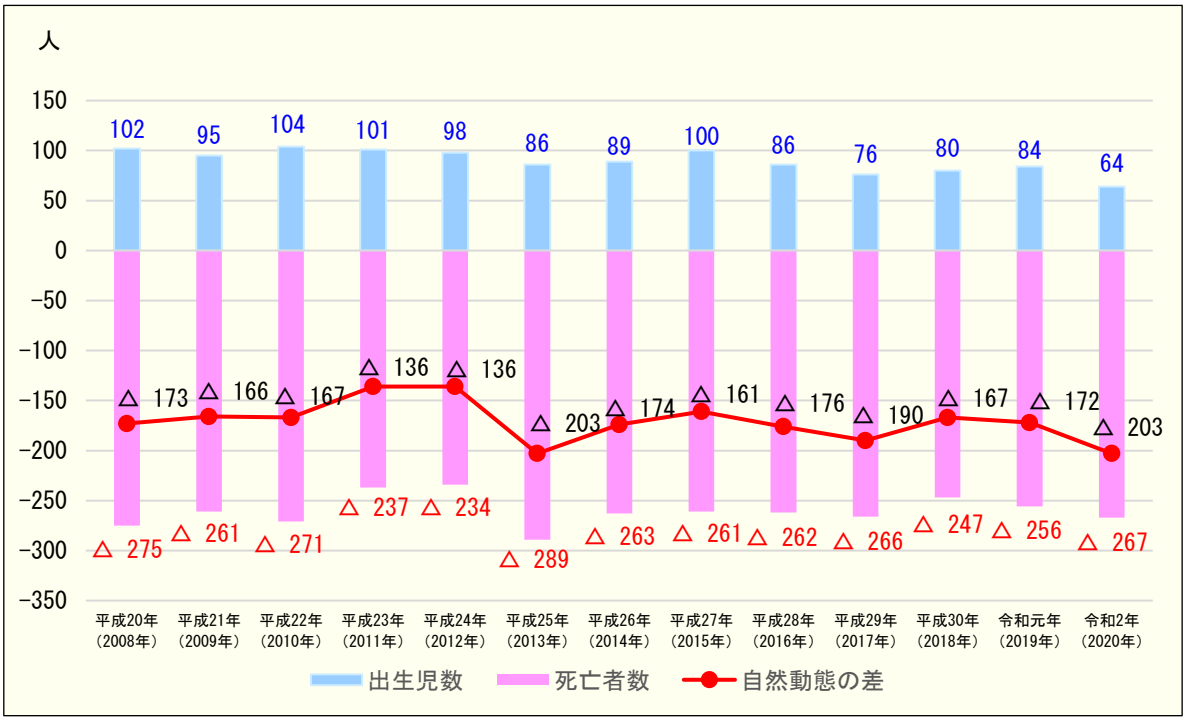

（出典：住民基本台帳）

（２）家族形態の多様化

世帯数は、５，５００世帯前後で推移していましたが、平成２７（２０１５）年以降、急速に減少傾向にあり、同時に核家族化が進んでいます。単独（ひとり）世帯、夫婦のみの世帯で全体の半分近くを占めており、また、ひとり親世帯が増えています。今後、社会的孤立の状態にある人が増えていくことが予想されます。

◆世帯数の推移

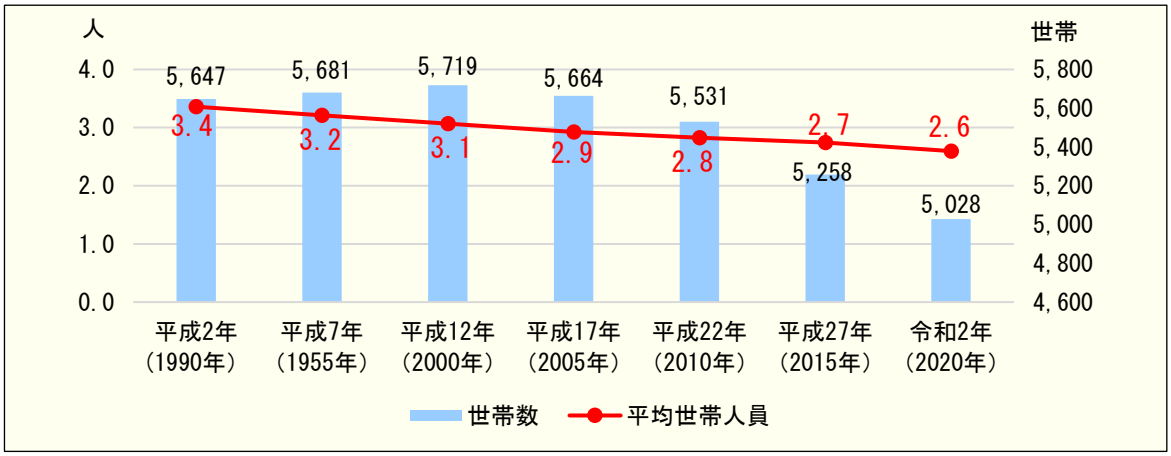

（出典：国政調査（各年））

◆世帯構成

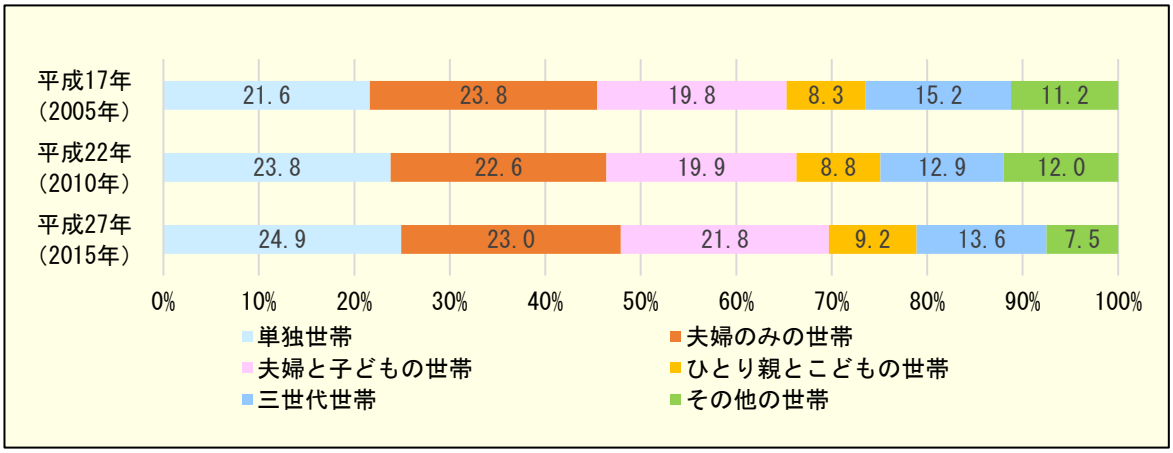

（出典：国勢調査（各年））

◆ひとり親世帯

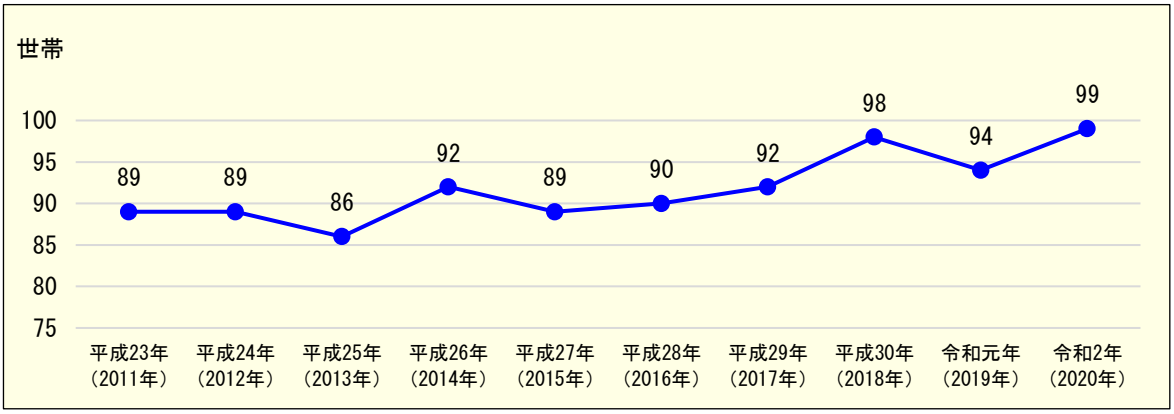

（出典：決算事務報告書）

（３）就業を取り巻く環境の変化

◆年齢別労働力率

労働力率[72]は、男性は２５歳から５９歳まで大きな変化はありませんが、女性は出産・ 子育て期に就業を中断する人が多いため２０歳代後半から３０歳代が低くなり、M字カーブを描いています。本町の３０歳代後半以降の女性の労働力率は、岡山県に比べるとやや高くなっています。

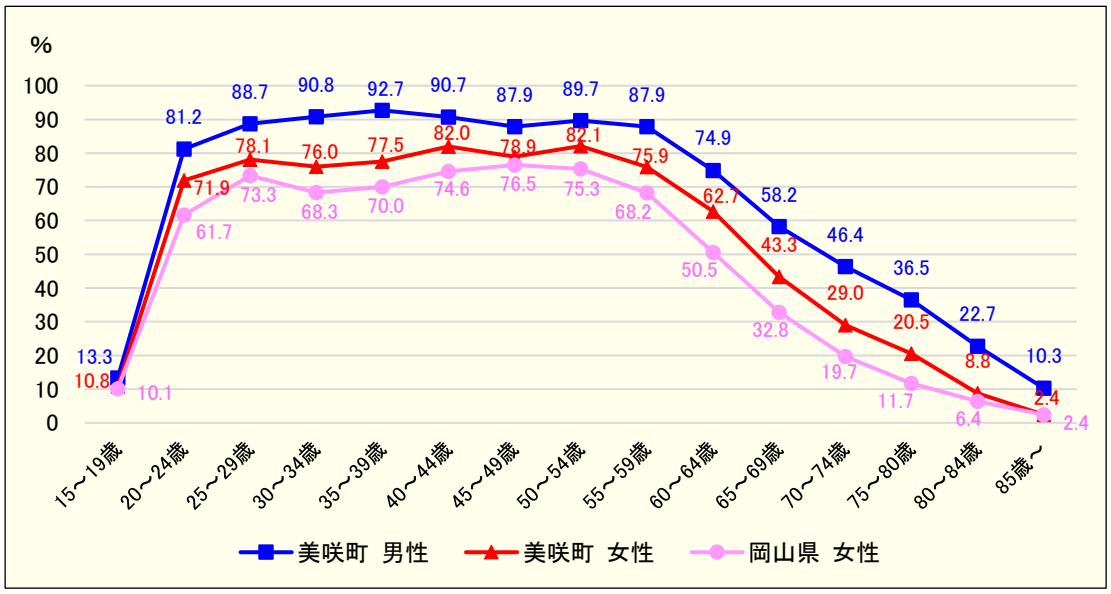

（出典：国勢調査（平成 27 年）

◆女性の年齢別労働力率

美咲町の女性の労働力率は、平成２２（２０１０）年に比べ平成２７（２０１５）年は高くなっており、M字カーブの凹みもやや緩やかになっています。離職せずに就業を継続している人がやや増加傾向にあります。

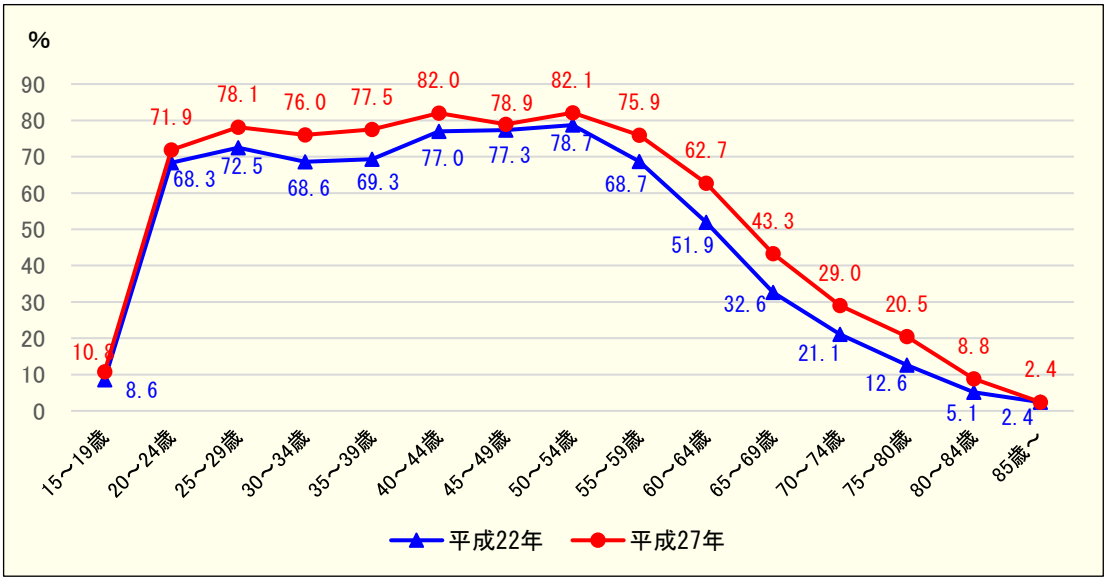

（出典：国勢調査（各年））

[72] 労働力率：就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が 15 才以上の人口に占める割合のこと。
※労働力率＝「労働力人口」／（「15 歳以上人口（労働力状態－労働力不詳）」）×100

◆女性の就業希望状況

令和２（2020）年における全国の女性の非労働力人口は２，９６８万人で、そのうち１９８万人が就業を希望しています。それらの人が現在求職していない理由としては、「適当な仕事がありそうにない」が３３％、「出産・育児のため」が２７％で、６割を占めています。

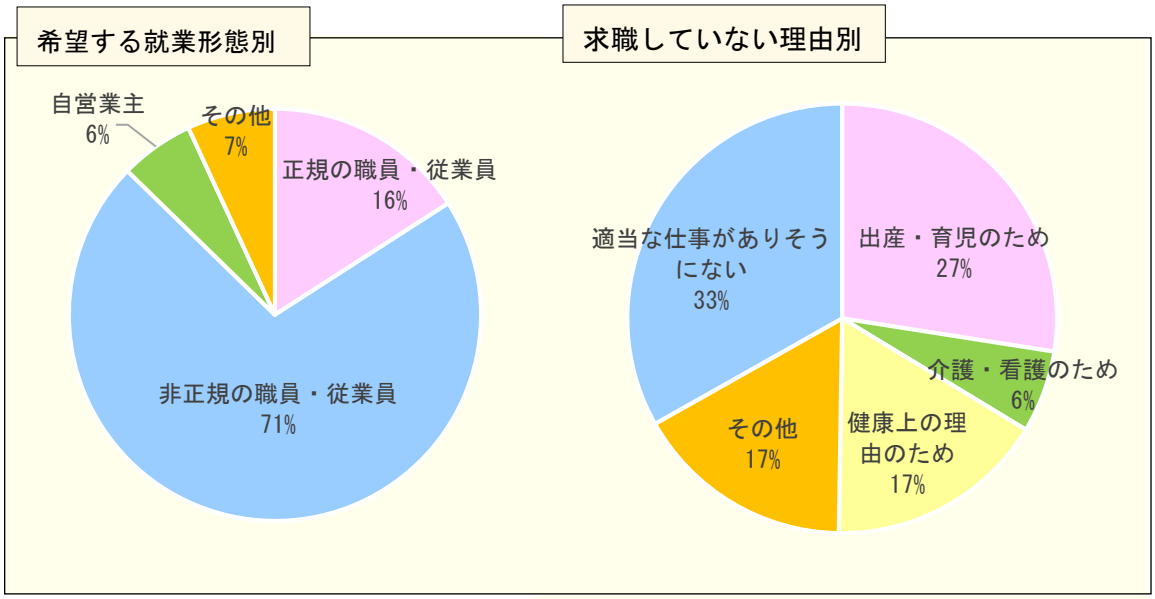

（出典：男女共同参画白書　令和３年版）

◆非正規雇用者の割合

男性は３０歳代後半から５０歳代前半にかけて非正規雇用の割合が低く、女性は３０歳代後半から５割近くなり、年齢とともに割合は高くなっています。また、女性の非正規雇用者の割合が高く、増加傾向にあります。

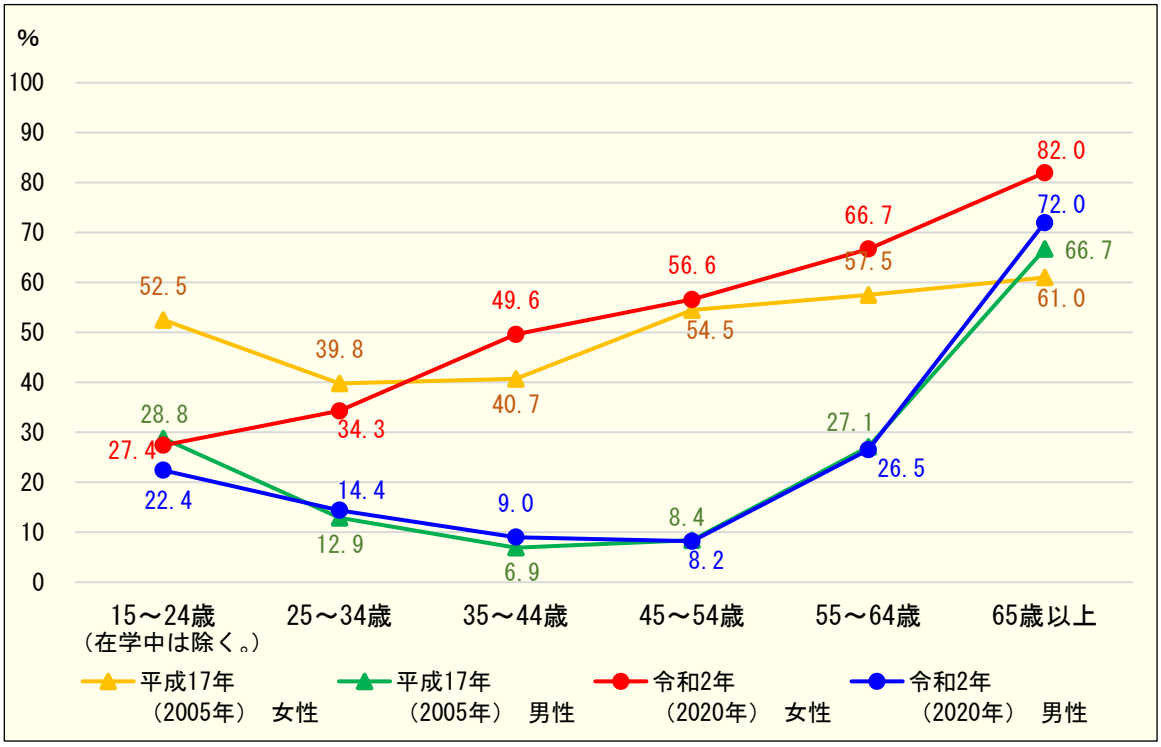

（出典：男女共同参画白書　令和３年版）

2　男女共同参画政策のあゆみ

年	国際機関	日本	岡山県	美咲町
１９７５年 (昭和 50 年)	○国際婦人年（目標：平等、発展、平和） ○国際婦人年世界会議（第１回世界女性会議）を開催（メキシコシティ、６～７月） ○「世界行動計画」採択	○婦人問題企画推進本部設置（９月） ○婦人問題企画推進会議設置（９月）		
１９７７年 (昭和 52 年)		○「国内行動計画」、「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」決定（１月）		
１９７８年 (昭和 53 年)			○「婦人問題行政連絡協議会」設置 ○県政モニターアンケート「婦人の地位向上に関する意識調査」実施（１０月）	
１９７９年 (昭和 54 年)	○第３４回国連総会で、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択（１２月）		○県の婦人問題担当課を「県民課」に位置付ける ○「岡山の婦人問題を考える会」が発足、意見書を発表	
１９８０年 (昭和 55 年)	○「国連婦人の十年中間年世界会議」（第２回世界女性会議）を開催（コペンハーゲン、７月） ○「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		○「岡山県婦人問題会議」を設置、同会議は「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」を答申	

１９８１年 (昭和 56 年)	○「女子差別撤廃条約」発効	○「国内行動計画後期重点目標」決定（５月）	○「岡山県婦人問題協議会」設置（４月） ○県の婦人問題担当課が「県民生活課」に移り、「婦人班」新設（４月）	
１９８２年 (昭和 57 年)			○婦人広報資料「おかやまの婦人」創刊 ○県政世論調査「家庭と婦人」実施（１～２月）	
１９８４年 (昭和 59 年)	○「国連婦人の十年ＥＳＣＡＰ地域政府間準備会議」開催（東京、３月）	○国籍法の改正（父母両系主義）	○「おかやま婦人のバス事業」開始	
１９８５年 (昭和 60 年)	○「国連婦人の十年ナイロビ世界会議」（第３回世界女性会議）を開催（７月） ○（西暦２０００年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	○国籍法の改正施行（父母両血統主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化）（１月） ○「男女雇用機会均等法」の成立（６月公布／１９８６年４月施行） ○「女子差別撤廃条約」批准（６月）	○岡山県婦人問題協議会が「女性の地位と福祉の向上に関する提言」を答申 ○「岡山県婦人海外派遣事業」開始 ○婦人問題調査「女性の地位向上に関する生活と意識」実施	
１９８６年 (昭和 61 年)		○婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大、任務も拡充（１月） ○婦人問題企画推進有識者会議開催（２月）	○県民生活課婦人班を「婦人青少年対策室婦人企画班」に改組（４月） ○「地域婦人問題推進センター」設置（県内３か所）	
１９８７年 (昭和 62 年)		○「西暦２０００年に向けての新国内行動計画」策定（５月）	○「岡山県婦人情報バンク」開設 ○「地域婦人問題推進センター」設置（県内３か所）	
１９８８年 (昭和 63 年)			○「地域婦人問題推進センター」設置（県内３か所） ○「女性による地域福祉実践事業」開始	

１９８９年 (昭和 64 年) （平成元年）		○新学習指導要領の告示（家庭科教育における男女同一の教育課程の実現等）（３月）	○「働く女性相談コーナー」開設 ○「農山漁村婦人の日」設定	
１９９０年 （平成２年）	○国連婦人の地位委員会拡大会議（ウィーン、２～３月） ○国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第１回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択（５月）	○「２１世紀に生きる岡山の女性」シンボルマーク決定 ○県政世論調査「女性の地位向上に関する生活と意識」実施（１０月）		
１９９１年 (平成３年)		○「西暦２０００年に向けての新国内行動計画」改定（第１次改定）（５月） ○「育児休業法」の改正（５月公布／１９９２年４月施行）	○「第４次岡山県総合福祉計画」策定（女性の項目新設） ○「男女共同参加型社会の実現をめざして」策定	
１９９２年 (平成４年)		○初の婦人問題担当大臣を任命（１２月）	○「女性県政アドバイザー事業」開始 ○「女性農業士制度」発足	
１９９３年 (平成５年)	○国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択（１２月）	○「男女共同参画社会づくりに関する推進体制の整備について」決定（７月） ○中学校で家庭科の男女必修化	○「女性青少年対策室女性政策課」を新設（４月）	
１９９４年 (平成６年)	○「開発と女性」に関する第２回アジア○太平洋大臣会議（ジャカルタ、６月） ○「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 ○国際人口○開発会議で「行動計画」を採択（カイロ、９月）	○男女共同参画室（総理府）設置（６月） ○男女共同参画審議会設置（政令）（６月） ○男女共同参画推進本部設置（７月） ○高校で家庭科の男女必修化	○所管部を地域振興部から企画部に移管（４月） ○岡山県婦人問題協議会に「女性の地位と福祉の向上のための総合的方策」について諮問 ○県政世論調査「女性の地位向上に関する生活と意識」実施（７～８月）	

１９９５年 (平成７年)	○第４回世界女性会議ー平等、開発、平和のための行動ーを開催（北京） ○「北京宣言及び行動綱領」採択（９月）	○「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）（６月公布／１０月施行） ○ＩＬＯ１５６号条約批准（家族責任を有する労働者の機会等の均等）（６月）	○岡山県婦人問題協議会が「女性の地位と福祉の向上に関する提言」答申 ○岡山県婦人問題協議会を「岡山県男女共同参画推進協議会」に改称（１０月）	
１９９６年 (平成８年)		○男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申（７月） ○男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足（９月） ○「男女共同参画２０００年プラン」策定（１２月）	○「男女共同参画社会の実現をめざして」策定	
１９９７年 (平成９年)		○男女共同参画審議会設置（法律）（４月） ○「男女雇用機会均等法」の改正（女性に対する差別の禁止等）（６月公布／１９９９年４月施行） ○「介護保険法」成立（１２月公布／２０００年４月施行）	○「岡山県男女共同参画推進本部」設置（４月） ○「岡山県女性センター整備構想検討委員会」設置（６月） ○「男女共同参画アドバイザー養成事業」開始	
１９９８年 (平成１０年)		○男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法ー男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり」答申（１１月）	○所管部を企画部から生活環境部に移管（４月） ○「ウィズウイーク（１１／１１～１７）」決定 ○「中国・四国・九州地区男女共同参画推進地域会議」開催（１１月）	

１９９９年 (平成 11 年)	○ＥＳＣＡＰハイレベル政府間会議開催（バンコク、１０月）	○「男女共同参画社会基本法」公布・施行（６月） ○「食料・農業・農村基本法」公布・施行（女性の参画の促進を規定）（７月）	○「岡山いきいき子どもプラン」策定（３月） ○岡山県男女共同参画推進センター（愛称：ウィズセンター）開館（４月）	
２０００年 (平成 12 年)	○国連特別総会「女性２０００年会議：２１世紀に向けての男女平等・開発・平和」（ニューヨーク、６月）	○男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申（７月） ○「国の審議会等における女性委員の登用について」決定（８月） ○男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方－２１世紀の最重要課題」答申（９月） ○「男女共同参画基本計画」閣議決定（１２月） ○「男女共同参画週間について」決定（１２月）	○「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施（１～２月） ○岡山県人権政策審議会答申（３月）	
２００１年 (平成 13 年)		○男女共同参画会議○男女共同参画局（内閣府）設置（１月） ○「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」、「女性に対する暴力をなくす運動について」決定（６月） ○「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定（７月） ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立（４月公布／１０月施行） ○「育児休業法」の改正（対象となる子の年齢の引き上げ等）（１１月公布／２００２年４月施行）	○「おかやまウィズプラン２１」策定（３月） ○「岡山県人権政策推進指針」策定（３月） ○「女性青少年対策室女性政策課」を「男女共同参画課」に改組（４月） ○「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」（６月公布／１０月施行） ○男女共同参画推進月間始まる（１１月）	

２００２年 (平成 14 年)			○「岡山県男女共同参画審議会」を設置（４月）	○女性政策課設置（４月） ○柵原町男女共同参画まちづくり条例施行（１０月１日） ○柵原町男女共同参画都市宣言「ウィズシップやなはら」（１０月１３日）
２００３年 (平成 15 年)		○男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定（６）	○「男女共同参画フォーラムｉｎおかやま」開催（２月） ○「男女共同参画グローバル政策対話岡山会議」開催（１１月）	○やなはら男女共同参画基本計画（３月）
２００４年 (平成 16 年)		○男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用、登用の拡大等について」決定（４月） ○男女共同参画社会の将来像検討会報告書取りまとめ（６月） ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正（暴力の定義の拡大等）（６月公布／１２月施行）及び同法に基づく基本方針の策定（１２月）	○「女性のチャレンジ支援策岡山アピール」開催（８月） ○「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施（１０～１１月） ○「新岡山いきいき子どもプラン」策定（１２月）	
２００５年 (平成 17 年)	○第４９回国連婦人の地位委員会／「北京＋１０」閣僚級会合（ニューヨーク、２～３月）	○男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申（７月） ○男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申（１２月） ○「男女共同参画基本計画（第２次）」閣議決定（１２月）	○岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定（３月） ○「女性副知事フォーラム２００５おかやま」開催（１１月）	○美咲町誕生（３月２２日） ○男女共同参画課　設置（３月） ○美咲町男女共同参画まちづくり条例施行（３月２２日）

２００６年 (平成 18 年)	○第１回東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京、６～７月）	○「男女雇用機会均等法」の改正（性差別禁止の範囲の拡大等）（６月公布／２００７年４月施行）	○「改訂岡山県人権政策推進指針」策定（２月） ○「新おかやまウィズプラン」策定（３月）	○少子化対策・男女共同参画課設置（４月）
２００７年 (平成 19 年)	○第２回東アジア男女共同参画担当大臣会合（ニューデリー、１２月）	○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正（保護命令制度の拡充等）（７月公布／２００８年１月施行） ○「パートタイム労働法」改正（パートタイム労働者の雇用環境の整備）（６月公布／２００８年４月施行） ○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定（１２月）		○少子化対策・男女共同参画課廃止（３月） ○教育委員会生涯学習課に男女共同参画業務移管（４月） ○第１次美咲町男女共同参画基本計画策定（４月）
２００８年 (平成 20 年)		○男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」（４月） ○「次世代育成支援対策推進法」の改正（一般事業主行動計画の公表の義務化等）（１２月公布／２００９年４月施行）	○岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画改定（７月） ○岡山県男女共同参画推進センター（ウィズセンター）岡山県総合福祉・ボランティア・ＮＰＯ会館（きらめきプラザ）へ移転（９月） ○「全国シェルターシンポジウム２００８ｉｎおかやま」開催（後援）（１１月）	

２００９年 (平成 21 年)		○「ＤＶ相談ナビ」開設（１月） ○男女共同参画シンボルマーク決定（４月） ○育児・介護休業法改正（短時間勤務制度導入等）（６月公布／２０１０年６　月施行） ○男女共同参画会議「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」公表（１１月）	○「新おかやまウィズプラン」中間見直し（３月） ○「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施（１０～１１月）	
２０１０年 (平成 22 年)	○第５４回国連婦人の地位委員会／「北京＋１５」記念会合（ニューヨーク、３月）	○男女共同参画会議「第３次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について」答申（７月） ○男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申（１２月） ○「第３次男女共同参画基本計画」閣議決定（１２月）	○「岡山いきいき子どもプラン２０１０」策定（３月） ○所管部を生活環境部から県民生活部に移管（４月） ○「男女共同参画課」を「男女共同参画青少年課」に改組（４月）	
２０１１年 (平成 23 年)	○UN Women 正式発足（１月） ○第４回東アジア男女共同参画 担当大臣会合（シェムリアップ、１１月）		○「第３次おかやまウィズプラン」策定（３月） ○「第３次岡山県人権政策推進指針」策定（３月）	○企画財政課に男女共同参画業務移管（４月）
２０１２年 (平成 24 年)	○第５６回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択（ニューヨーク、３月）	○「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定（６月）		○第２次美咲町男女共同参画基本計画策定（３月）
２０１３年 (平成 25 年)		○若者○女性活躍推進フォーラムの提言（５月） ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正（７月公布）及び同法に基づく基本方針の策定（１２月公布）		

２０１４年 (平成 26 年)	○第５８回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択（ニューヨーク、３月）	○「パートタイム労働法」の改正（４月公布／２０１５年４月施行） ○「次世代育成支援対策推進法」の改正（４月公布／２０１５年４月施行）	○「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」の一部改正について（１月） ○「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定（９月） ○「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施（１０～１１月）	○まちづくり課に男女共同参画業務移管（４月）
２０１５年 (平成 27 年)	○第５９回国連婦人の地位委員会（国連「北京＋２０」記念会合）開催（ニューヨーク、３月） ○第３回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択 ○「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」（ＳＤＧｓ）採択（目標５：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う）	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立（９月公布○施行／一般・特定事業主行動計画の策定及び公表等２０１６年４月施行） ○男女共同参画会議「第４次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について」答申（１２月） ○男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申（１２月） ○「第４次男女共同参画基本計画」閣議決定（１２月）	○「岡山いきいき子どもプラン２０１５」策定（３月）	
２０１６年 (平成 28 年)		○「男女雇用機会均等法」の改正（３月公布／２０１７年１月施行ほか） ○「育児・介護休業法」の改正（３月公布ほか／２０１７年１月施行ほか）	○「第４次おかやまウィズプラン」及び「岡山県女性活躍推進計画」策定（３月） ○「第４次岡山県人権政策推進指針」策定（３月）	
２０１７年 (平成 29 年)		○「働き方改革実行計画」決定（３月） ○刑法改正「強姦罪の構成要件及び法 定刑の見直し」（６月）		○第３次美咲町男女共同参画基本計画策定（３月）

２０１８年 (平成 30 年)		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の成立（５月公布・施行） ○「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の成立（７月公布／２０１９年４月施行ほか）	○「岡山いきいき子どもプラン２０１５」一部改定（３月）	
２０１９年 (平成 31 年) (令和元年)	○「男女平等に関するパリ宣言」（Ｇ７パリサミット５月） ○「ジェンダーの平等と女性のエンパワーメント」（Ｇ２０大阪首脳宣言６月）	○「女性活躍・ハラスメント規制法」の成立（６月公布／２０２０年６月施行ほか） ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正（６月公布／２０２０年４月施行ほか）	○「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施（１０月）	○地域みらい課に男女共同参画業務移管（４月）
２０２０年 (令和２年)	○第６４回国連婦人の地位委員会（北京＋25）（ニューヨーク） ○「ジェンダーの平等と女性のエンパワーメント」（Ｇ２０リヤドサミット１１月）※オンライン	○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の改正（３月） ○男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について」答申（１１月） ○「第５次男女共同参画基本計画」閣議決定（１２月）	○「岡山いきいき子どもプラン２０２０」策定（３月）	
２０２１年 (令和３年)	○「ジェンダーの平等と女性のエンパワーメント」（Ｇ２０ローマ首脳宣言１０月）		○「第５次おかやまウィズプラン」及び「第２次岡山県女性活躍推進計画」策定（３月） ○「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」改定（３月） ○「第５次岡山県人権政策推進指針」策定（３月）	
２０２２年 (令和４年)				○男女(とも)に輝く美咲(まち)づくりプラン(第４次美咲町男女共同参画基本計画)策定（３月）

3　男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二三日　　法律第七十八号
最終改正　平成十一年一二月二二日　法律第一六〇号

（前文）
　我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。
一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。
　このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。
　ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則
（目的）
第一条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。
（定義）
第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）
第三条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
（社会における制度又は慣行についての配慮）
第四条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
（政策等の立案及び決定への共同参画）
第五条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
（家庭生活における活動と他の活動の両立）
第六条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
（国際的協調）
第七条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。
（国の責務）
第八条　国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
（地方公共団体の責務）
第九条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
（国民の責務）
第十条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。
（法制上の措置等）
第十一条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
（年次報告等）

第十二条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
２　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）
第十三条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。
２　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
５　前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
（都道府県男女共同参画計画等）
第十四条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
２　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
４　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（施策の策定等に当たっての配慮）
第十五条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならな

い。
（国民の理解を深めるための措置）
第十六条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
（苦情の処理等）
第十七条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
（調査研究）
第十八条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
（国際的協調のための措置）
第十九条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）
第二十条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章　男女共同参画会議

（設置）
第二十一条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。
（所掌事務）
第二十二条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
（組織）
第二十三条　会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）
第二十四条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。
２　議長は、会務を総理する。
（議員）
第二十五条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。
一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
２　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
３　第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
４　第一項第二号の議員は、非常勤とする。
（議員の任期）
第二十六条　前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。
（資料提出の要求等）
第二十七条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
（政令への委任）
第二十八条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則　抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。
（男女共同参画審議会設置法の廃止）
第二条　男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。
（経過措置）
第三条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
２　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同

参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

３　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附　則　（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定　公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで　略

十一　男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条　第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則　（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定　公布の日

4　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年四月一三日　法律第三一号
最終改正　令和元年六月二六日　　法律第四六号

（前文）
　我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。
ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。
　このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。
　ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章　総則
（定義）
第一条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
２　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
３　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。
（国及び地方公共団体の責務）
第二条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等
（基本方針）

第二条の二　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。
２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
３　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
４　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（都道府県基本計画等）
第二条の三　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
２　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
３　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
４　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
５　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）
第三条　都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
２　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
３　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次

に掲げる業務を行うものとする。
一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
四　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
五　第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
４　前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
５　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
（婦人相談員による相談等）
第四条　婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
（婦人保護施設における保護）
第五条　都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）
第六条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
２　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
３　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
４　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷

し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）
第七条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
（警察官による被害の防止）
第八条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（警察本部長等の援助）
第八条の二　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。
（福祉事務所による自立支援）
第八条の三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（被害者の保護のための関係機関の連携協力）
第九条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。
（苦情の適切かつ迅速な処理）
第九条の二　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章　保護命令

（保護命令）
第十条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又

は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。
以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
一　命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
二　命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
２　前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
一　面会を要求すること。
二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
五　緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
八　その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
３　第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
４　第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
５　前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
（管轄裁判所）
第十一条　前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
２　前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（保護命令の申立て）
第十二条　第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
二　配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
三　第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
四　第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
２　前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
（迅速な裁判）
第十三条　裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
（保護命令事件の審理の方法）
第十四条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
２　申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

３　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

２　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

３　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

４　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

５　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

２　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

３　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

４　前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

５　前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

６　抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

７　前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

８　前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消し

た場合について準用する。
（保護命令の取消し）
第十七条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
２　前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
３　第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）
第十八条　第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
２　前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。
（事件の記録の閲覧等）
第十九条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。
（法務事務官による宣誓認証）
第二十条　法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法

務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。
（民事訴訟法の準用）
第二十一条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。
（最高裁判所規則）
第二十二条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章　雑則
（職務関係者による配慮等）
第二十三条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
２　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。
（教育及び啓発）
第二十四条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
（調査研究の推進等）
第二十五条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。
（民間の団体に対する援助）
第二十六条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。
（都道府県及び市の支弁）
第二十七条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
一　第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
二　第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
三　第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
四　第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

２　市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。
（国の負担及び補助）
第二十八条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
２　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
一　都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
二　市が前条第二項の規定により支弁した費用
　　第五章の二　補則
（この法律の準用）
第二十八条の二　第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章　罰則

第二十九条　保護命令（前条において読み替えて運用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条　第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

２

旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」

という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条　新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附　則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定　平成二十六年十月一日

附　則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定　公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条　政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

２　政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二七年九月四日　法律第六四号
最終改正　令和元年六月五日　　法律第二四号

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

２　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

３　女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）
第四条　事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章　基本方針等

（基本方針）
第五条　政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
２　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
二　事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
三　女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
イ　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
ロ　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
ハ　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
四　前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
３　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
５　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
（都道府県推進計画等）
第六条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
２　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
３　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章　事業主行動計画等

第一節　事業主行動計画策定指針

第七条　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

２　事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

３　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節　一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

２　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

３　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

４　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければな

らない。
５　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
６　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
７　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
８　第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
（基準に適合する一般事業主の認定）
第九条　厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
（認定一般事業主の表示等）
第十条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
２　何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
（認定の取消し）
第十一条　厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
一　第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
二　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
三　不正の手段により第九条の認定を受けたとき。
（基準に適合する認定一般事業主の認定）
第十二条　厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業

生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
（特例認定一般事業主の特例等）
第十三条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。
２　特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。
（特例認定一般事業主の表示等）
第十四条　特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
２　第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。
（特例認定一般事業主の認定の取消し）
第十五条　厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。
一　第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
二　第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
三　第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
四　前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
五　不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。
（委託募集の特例等）
第十六条　承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
２　この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
３　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
４　承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事

項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
５　職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
６　職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
７　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
第十七条　公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
（一般事業主に対する国の援助）
第十八条　国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節　特定事業主行動計画
第十九条　国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。
２　特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
３　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
４　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
５　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
６　特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
７　特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節　女性の職業選択に資する情報の公表
（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）
第二十条　第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
一　その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
二　その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
２　第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。
（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）
第二十一条　特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一　その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
二　その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条　国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

３　地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

４　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

２　地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条　国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条　当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）

は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

２　協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

３　協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一　一般事業主の団体又はその連合団体

二　学識経験者

三　その他当該関係機関が必要と認める者

４　協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

５　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章　雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条　厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに

従わなかったときは、その旨を公表することができる。
（権限の委任）
第三十二条　第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。
（政令への委任）
第三十三条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則
第三十四条　第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
第三十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一　第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
二　第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者
第三十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一　第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
二　第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
三　第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者
第三十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一　第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
二　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
四　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
第三十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
第三十九条　第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下

の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条　この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

２　第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

３　協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

４　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条　前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（平成二九年三月三一日法律第一四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定　公布の日

二・三　略

四　第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭

和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定　平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条　この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和元年六月五日法律第二四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定　公布の日

二　第二条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6 岡山県男女共同参画の推進に関する条例

平成一三年六月二六日　岡山県条例第五一号
最終改正　平成二六年三月二〇日　岡山県条例第一三号

（前文）

すべての人が性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会を実現することは、私たちの願いであり、これまでも国際社会や国内の動向を踏まえたさまざまな取組が進められてきた。しかしながら、性別による固定的、差別的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行等男女共同参画社会の実現を妨げる要因は、依然として根強く残っている。

こうした状況の中、私たちが少子高齢化、国際化及び高度情報化の進展をはじめとする社会の急速な変化に的確に対応しつつ、創造と共生の理念の下に、真に調和のとれた豊かな地域社会を築き、今後も発展を続けていくためには、男女が共に対等な立場であらゆる分野に参画し、一人一人の価値観に基づいた多様な生き方を選択することのできる男女共同参画社会を新たな地域文化をはぐくむ社会として創造するとともに、他の地域に発信し、互いに歩んでいくことが不可欠である。

このような認識から、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、県民、事業者及び市町村が一体となって男女共同参画を促進する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、男女の人権が尊重され、かつ、男女が性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮し、一人一人の価値観に基づいた多様な生き方を選択することのできる社会を実現することが極めて重要であることにかんがみ、男女共同参画の促進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に促進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。

二　積極的改善措置　社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の

格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第三条　男女共同参画の促進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、性別に起因した暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

２　男女共同参画の促進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の促進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

３　男女共同参画の促進は、男女が、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

４　男女共同参画の促進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

５　男女共同参画の促進は、男女が互いの性を理解し合い、性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

６　男女共同参画の促進は、男女が対等な立場で個人として能力を発揮することにより、活力あふれる新たな地域文化をはぐくむ社会を創造することを旨として、行われなければならない。

７　男女共同参画を促進する取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の促進は、国際的な交流と協力の下に行われなければならない。

（県の責務）

第四条　県は、前条に定める男女共同参画の促進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

２　県は、県民、事業者、国及び市町村と連携し、及び協力して前項の施策を実施しなければならない。

（県民の責務）

第五条　県民は、基本理念にのっとり、性別による差別的取扱いを排除するとともに、固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善するよう努めなければならない。

２　県民は、前項に規定するもののほか、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の促進に寄与するよう努めなければならない。

３　県民は、県が実施する男女共同参画の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）
第六条　事業者は、基本理念にのっとり、男女が職域における活動に対等に参画する機会を確保すること、男女が職域における活動と家庭における活動その他の活動とを両立して行うことができ
る職域環境を整備すること等により、その事業活動において男女が共同して参画することができる体制を整備するよう努めなければならない。
２　事業者は、前項に規定するもののほか、その事業活動において男女共同参画の促進に寄与するよう努めなければならない。
３　事業者は、県が実施する男女共同参画の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
（推進体制の整備等）
第七条　県は、県民、事業者、国及び市町村と連携しながら、男女共同参画の促進に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。
２　県は、男女共同参画の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
（積極的改善措置への協力等）
第八条　県は、男女共同参画を促進する上で積極的改善措置が重要であることにかんがみ、県民、事業者及び市町村が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の協力を行うものとする。
２　県は、法令等により設けられた委員、委員会、審査会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員を任命し、又は委嘱する場合は、積極的改善措置を講ずることにより男女の構成員数の均衡を図るよう努めるものとする。
（年次報告）
第九条　知事は、男女共同参画の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、その実施状況等について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第二章　男女共同参画の促進に関する基本的施策

（基本計画）
第十条　県は、男女共同参画の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の促進に関する基本的な計画（以下この条及び附則第二項において「基本計画」という。）を策定するものとする。
２　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の促進に関する施策の大綱
二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

４　知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ岡山県男女共同参画審議会及び市町村の意見を聴くものとする。
５　知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
６　前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。
（市町村との協力）
第十一条　県は、市町村に対し、男女共同参画の促進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する男女共同参画の促進に関する施策に協力することを求めることができる。
２　県は、市町村が実施する男女共同参画の促進に関する施策の策定及び実施について、必要な協力を行うものとする。
（施策の策定等に当たっての配慮）
第十二条　県は、男女共同参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の促進に配慮するものとする。
（調査及び研究）
第十三条　県は、男女共同参画の促進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。
（普及啓発等）
第十四条　県は、県民及び事業者が男女共同参画に対する関心と理解を深めるよう普及啓発及び学習機会の提供について必要な措置を講ずるものとする。
２　県は、前項の普及啓発及び学習機会の提供を行うに当たっては、情報媒体により公衆に表示される情報を個人が主体的に読み解いていくために必要な能力に関し、事業者の理解と協力の下に、県民の当該能力の向上について特に配慮するよう努めるものとする。
（教育の推進）
第十五条　県は、県民の男女共同参画に対する関心と理解が深まるよう男女共同参画に関する教育の推進に努めるものとする。
（県民等の活動に対する支援）
第十六条　県は、県民又は事業者が行う男女共同参画の促進に関する活動を支援するため、情報の提供、人材の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
（苦情の処理）
第十七条　県は、県が実施する男女共同参画の促進に関する施策又は男女共同参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策についての県民又は事業者からの苦情の適切な処理のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
２　知事は、前項の苦情のうち特に必要があると認めるものについては、岡山県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
（相談への対応）
第十八条　県は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を妨げる行為についての県民又は事業者からの相談に適切に対応するよう努めるものとする。

（報告の徴収、勧告等）
第十九条　知事は、男女共同参画の促進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
２　知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況を公表することができる。
３　知事は、第一項の報告の内容に基づき必要があると認めるときは、事業者に対し、適切な措置を講ずるよう勧告することができる。
（事業者等の表彰）
第二十条　県は、男女共同参画を促進するため、男女共同参画の促進に関する活動を積極的に行う事業者等の表彰を行うものとする。
（男女共同参画推進月間）
第二十一条　県民及び事業者の間に広く男女共同参画に対する関心と理解を深めるとともに、県民及び事業者が男女共同参画の促進に関する活動を積極的に行う意欲を高めるため、男女共同参画推進月間を設ける。
２　男女共同参画推進月間は、十一月とする。
３　県は、男女共同参画推進月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

第三章　男女共同参画を阻害する行為の禁止等

（阻害行為の禁止等）
第二十二条　何人も、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。
一　社会のあらゆる分野における性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為
二　家庭内等における配偶者その他の親族関係にある者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある者（過去においてこれらの関係にあった者を含む。）に対する身体的な苦痛又は著しい精神的な苦痛を与える暴力的な行為２　何人も、社会のあらゆる分野における男女共同参画を阻害する内容を含む規約その他の取決めを定め、又は契約を締結しないようにするとともに、既に定められ、又は締結された当該内容を含む取決め又は契約については、その是正に努めなければならない。
（被害者の保護等）
第二十三条　県は、前条第一項第一号に掲げる行為により生活の環境を害され、又は不利益を受けた旨の申出があった場合において、当該申出者からの相談に応じることその他の必要な措置を講ずるものとする。
２　県は、前条第一項第二号に掲げる行為により被害を受けた者（以下この条において「被害者」という。）に対し、適切な助言、施設への一時的な入所等による保護その他の必要な支援を行うものとする。
３　前項の規定により被害者が一時的に入所し、又は滞在するための施設として知事が別に定める施設の管理者及びその職員は、当該被害者等からの申立てにより、前条第一項第二号

に掲げる行為が当該被害者に対して引き続き行われるおそれがあるときその他当該被害者を保護するために必要があると認めるときは、次に掲げる措置を採ることができる。
一　当該被害者に対し前条第一項第二号に掲げる行為を行った者（次号において「加害者」という。）に対し、当該被害者の存在を秘匿すること。
二　加害者に対し、当該被害者との面会及び交渉を禁止し、又は制限すること。

第四章　岡山県男女共同参画審議会

第二十四条　男女共同参画に関する重要事項についての調査及び審議並びに男女共同参画の促進に関する施策又は男女共同参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策についての建議に関する事務を行わせるため、岡山県男女共同参画審議会（以下この条及び附則第一項において「審議会」という。）を置く。
２　審議会は、委員十五人以内で組織する。
３　男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。
４　委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。この場合において、第二号に掲げる者については、五人以内とする。
一　学識経験を有する者
二　公募に応じた者
５　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）
１　この条例は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、第十条第四項（審議会に係る部分に限る。）、第十七条第二項、第四章及び附則第三項の規定は、平成十四年四月一日から施行する。
（経過措置）
２　男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第一項の規定により定められた男女共同参画計画は、第十条の規定により策定された基本計画とみなす。
（関係条例の一部改正）
３　岡山県附属機関条例（昭和二十七年岡山県条例第九十二号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附　則（平成二六年条例第十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

7 美咲町男女共同参画まちづくり条例

平成１７年３月２２日　美咲町条例第３６号
最終改正　平成１９年６月２５日　美咲町条例第２２号

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、美咲町（以下「町」という。）における男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにし、町の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に促進し、もって男女の人権が尊重され、その個性と能力が十分発揮できる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　男女共同参画社会　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。

（２）　積極的改善措置　社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（３）　事業者　営利を目的とした事業を行う法人及び個人並びに公益法人その他社会のあらゆる分野において経済活動又は社会活動を行う法人をいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画の促進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、性別に起因した暴力が根絶されること、その他男女の人権が尊重されることを旨として行わなければならない。

２　男女共同参画の促進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の促進を阻害する要因になるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものにするように配慮されなければならない。

３　男女共同参画の促進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行わなければならない。

４　男女共同参画の促進は、男女が、町における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行わなければならない。
５　男女共同参画社会の促進は、男女が互いの性を理解し合い、性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行わなければならない。
６　男女共同参画を促進する取組みが国際社会における取組みと密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の促進は、国際的な交流と協力の下に連携して行わなければならない。
（町の責務）
第４条　町は、前条に定める男女共同参画の促進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。
２　町は、町民、事業者、国、県及び他市町村と連携し、及び協力して前項の施策の実施に努めるものとする。
（町民の責務）
第５条　町民は、基本理念にのっとり、性別による差別的取扱いを排除するとともに、固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善するよう努めるものとする。
２　町民は、前項に規定するもののほか、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の促進に寄与するよう努めるものとする。
３　町民は、町が実施する男女共同参画の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
（事業者の責務）
第６条　事業者は、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に対等に参画する機会を確保すること、男女が職場における活動と家庭における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備すること等により、その事業活動において男女が共同して参画することができる体制を整備するよう努めるものとする。
２　事業者は、町が実施する男女共同参画の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第２章　男女共同参画の促進に関する基本的施策

（基本計画）
第７条　町は、男女共同参画の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。
２　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
（１）　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の促進に関する施策の大綱
（２）　前号に掲げるもののほか、男女共同参画の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　町長は、基本計画を策定するに当たっては、町民及び事業者の意見を反映することがで

きるよう適切な措置を講ずるものとする。
４　町長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ町民の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
５　町長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
６　前３項の規定は、基本計画の変更について準用する。
（施策の策定等に当たっての配慮）
第８条　町は、男女共同参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の促進に配慮するものとする。
（調査及び研究と報告）
第９条　町は、男女共同参画の促進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行い、報告書を作成するものとする。
２　町長は、男女共同参画の施策状況について公表するものとする。
（普及啓発等）
第１０条　町は、町民及び事業者が男女共同参画に対する関心と理解を深めるよう普及啓発及び学習機会の提供について必要な措置を講ずるものとする。
（教育の推進）
第１１条　町は、町民の男女共同参画に対する関心と理解が深まるよう男女共同参画に関する教育の推進に努めるものとする。
（町民等の活動に対する支援）
第１２条　町は、町民又は事業者が行う男女共同参画の促進に関する活動を支援するため、情報の提供、人材の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
（苦情の処理）
第１３条　町は、町が実施する男女共同参画の促進に関する施策又は男女共同参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策についての町民又は事業者からの苦情の適切な処理のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
２　町長は、前項の苦情のうち特に必要があると認めるものについては、関係機関の意見を聴くものとする。
（相談への対応）
第１４条　町は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を妨げる行為についての町民又は事業者からの相談に適切に対応するよう努めるものとする。

第３章　男女共同参画を阻害する権利侵害の禁止等

（男女共同参画を阻害する権利侵害の禁止）
第１５条　何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
（１）　性別を理由とする差別的取扱い
（２）　性的な言動により相手の生活環境を害する行為及び当該言動に対する相手の対応に

より相手に不利益を与える行為
（３）　配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力及び虐待

第４章　推進体制
（推進体制の整備）
第１６条　町は、男女共同参画のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、町長を長とする推進体制の整備・施設の充実に努めるものとする。
２　町は、男女共同参画の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
３　町は、審議会等を設置するに当たり、条例等にクオータ制を規定するなど、男女がともに、政策や方針の決定過程に参画できる機会を確保しなければならない。
（美咲町男女共同参画まちづくり審議会）
第１７条　男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査及び審議するため、美咲町男女共同参画まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。
２　審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項について、町長に意見を述べることができる。
３　審議会は、委員１２人以内で組織する。
４　男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の１０分の４未満とならないものとする。
５　前４項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が定める。

第５章　雑則
（委任）
第１８条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則
この条例は、平成１７年３月２２日から施行する。

附　則（平成１９年６月２５日条例第２２号）
この条例は、公布の日から施行する。

8　美咲町男女共同参画まちづくり審議会設置要綱

平成１９年６月２５日　美咲町訓令第２０号
最終改正　令和３年７月１日　　美咲町訓令第５２－３号

（設置）
第１条　男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査及び審議するため、美咲町男女共同参画まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
（１）美咲町男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。
（２）前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策、又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。
（組織）
第３条　審議会の委員は、１２人以内で構成し、次の各号のうちから町長が委嘱する。
（１）有識者又は学識経験者
（２）満２０歳以上の町内在住者又は町内在勤者
（３）その他町長が必要と認めた者
２　前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の１０分の４未満とならないものとする。
３　審議会は、必要な意見や助言を求めるため、専門的見識を有するアドバイザーを置くことができる。
（委員の任期）
第４条　委員の任期は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとし、再任は妨げないこととする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
２　委員は再任することができる。
（会長及び副会長）
第５条　審議会に会長及び副会長各１人を置き、それぞれ委員の互選により定める。
２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　審議会は会長が招集し、会長が会議の議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

４　会長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
（庶務）
第７条　審議会の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。
（その他）
第８条　この訓令に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

附　則

この訓令は、平成１９年６月２５日から施行する。

附　則（平成２３年７月１日訓令第７号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成３０年１０月３０日告示第１０３号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年７月１日告示第５２―３号）

この告示は、公布の日から施行する。

9　美咲町男女共同参画推進本部設置要綱

平成１７年３月２２日
訓令第２９号
改正　平成１７年７月１日訓令第１１７号
平成１９年３月２８日訓令第３号
平成３０年７月１日訓令第３３号

（設置）

第１条　男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、美咲町男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

（１）　男女共同参画社会づくりに関する町の総合的施策の確立及び推進に関する事項

（２）　美咲町男女共同参画社会づくり行動計画の推進に関する事項

（３）　その他男女共同参画社会づくりの推進に必要な事項に関する事項

（組織）

第３条　本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

２　本部長は、町長をもって充てる。

３　副本部長は、副町長、政策推進監、教育長をもって充てる。

４　本部員は、課長会議のメンバーをもって充てる。

（本部長及び副本部長、本部員の職務）

第４条　本部長は、本部を総括し、必要に応じ本部会議を招集し、その議長となる。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（事務局）

第５条　本部に関する事務を処理するため、事務局を男女共同参画推進担当課に置く。

（その他）

第６条　この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この訓令は、平成１７年３月２２日から施行する。

附　則（平成１７年７月１日訓令第１１７号）

この訓令は、平成１７年７月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月２８日訓令第３号）

この訓令は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年７月１日訓令第３３号）

（施行期日）

この訓令は、平成３０年７月１日から施行する。

１０ 美咲町男女共同参画まちづくり審議会委員名簿

	氏　　名
会　長	日神山　千代子
副会長	金崎　耕三
委　員	小嶋　康彦
委　員	小林　奈緒
委　員	杉山　洋樹
委　員	鈴鹿　博之
委　員	橋本　夏美
委　員	マノ　メラニー
委　員	村上　三子

１０ 男女共同参画に関する相談窓口

○女性のチャレンジ支援、男女共同参画に関する相談、家族や人間関係、ＤＶ被害など心配ごとがあるとき

相談機関・窓口	電話番号	開設日・時間等
男女共同参画推進センター （ウィズセンター）	086-235-3307	【開設日・時間】 火～土曜日　9：30～18：00 日曜日　　9：30～17：00
★女性相談員による一般相談	086-235-3310	【開設日・時間】 火～土曜日（祝日を除く） 9：30～17：00（受付は 16：30 まで）
★男性相談員による男性のための電話相談	086-221-1270	【開設日・時間】 毎月第２金曜日　17：00～20：00 （電話相談のみ）
岡山県女性相談所 ★ＤＶ夜間電話相談	086-235-6060 086-235-6101	【開設日・時間】 月～金曜日　9：00～16：30 【開設日・時間】 月～金曜日　16：30～20：00
岡山市男女共同参画相談支援センター（相談ほっとライン）	086-803-3366	【開設日・時間】 月・水～土曜日　10：00～19：30 日・祝日　10：00～16：30
津山配偶者暴力相談支援センター （悩みごと相談）	0868-31-2552	【開設日・時間】 月・水～金曜日　10：00～18：00 土・日曜日　10：00～17：00
岡山弁護士会 （女性人権センター）	086-223-4401	【開設日・時間】 月～金曜日　9：00～17：00
社会福祉法人クムレ （※ＤＶ休日電話相談）	086-441-1899	【開設日・時間】 日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3） 9：30～16：30
岡山地方法務局 津山支局	0868-22-9155	【開設日・時間】 月～金曜日　8：30～17：15
★みんなの人権１１０番 （全国共通人権相談ダイヤル）	0570-003-110	【開設日・時間】 月～金曜日　8：30～17：15
★子どもの人権１１０番	0120-007-110	【開設日・時間】 月～金曜日　8：30～17：15
★女性の人権ホットライン	0570-070-810	【開設日・時間】 月～金曜日　8：30～17：15

○暴力、性犯罪に関する相談

相談機関・窓口	電話番号	開設日・時間等
岡山県警察本部	086-234-0110 ＃8103（ハートさん）	性犯罪被害相談電話全国共通番号
	0120-001-797	岡山県警察本部 性犯罪被害相談電話
美咲警察署生活安全刑事課	0868-66-0110	
性暴力被害者支援センター「おかやま心」	086-206-7511	【開設日・時間】 月～土曜日　9：00～17：00 性暴力被害者相談専用電話
	＃8891（はやくワンストップ）	全国共通短縮番号 【内閣府】性犯罪・性暴力被害者のための短縮電話番号
津山地域障害者虐待防止センター	080-2934-1750	相談受付時間:365 日　24 時間対応 ※障害のある方が、養護者・福祉施設従事者等・使用者等から虐待を受けている、もしくは虐待の疑いがある際の通報や届け出の窓口

○子育てや学校（不登校やいじめ、進路）等子どもに関する相談

相談機関・窓口	電話番号	開設日・時間等
岡山県津山児童相談所	0868-23-5131	【開設日・時間】 月～金曜日　8：30～17：00
★子ども・家庭電話相談室	086-235-4157	【開設日・時間】 月～土曜日　9：00～20：00
★虐待対応ダイヤル	189（いちはやく）	児童相談所虐待対応ダイヤル （虐待かもと思ったら）
★児童相談所相談専用ダイヤル	0120 - 189 - 783 （いちはやくおなやみを）	
岡山県青少年総合相談センター「ハートフルおかやま１１０」 ★総合相談窓口	086-224-7110 FAX:086-239-0845 E-mail：sodan110 @po1.oninet.ne.jp	【開設日・時間】 年中無休（年末年始を除く。） 8：30～21：30 （時間外は FAX・メールで受付）
★教育相談	086-221-7490	いじめ、不登校、非行、教育や性格・行動などの相談
★進路相談	086-224-1121	不登校生徒や高校中退者等の進

		路についての相談
★子どもほっとライン	086-235-8639	子ども自身の悩み、学習、性格・行動などの相談
★すこやか育児テレホン	086-235-8839	子育てについての悩みや不安、発達や障害に関する相談
★ヤングテレホン・いじめ１１０番	086-231-3741	いじめや非行・家出、性格・行動などの相談
★24 時間子供 SOS ダイヤル	0120-0-78310	いじめで困ったり、自分や友人の安全に不安があったりしたら、一人で悩まず、いつでもすぐ電話で相談
★子どもの人権１１０番	0120-007-110	【開設日・時間】 月～金曜日　8：30～17：15

○健康、心身の悩みに関すること

相談機関・窓口	電話番号	開設日・時間等
こころの健康相談統一ダイヤル 岡山県精神保健福祉センター（運営主体）	0570-064-556	【開設日・時間】 月～金曜日　9：30～12：00 13：00～16：00 民間団体対応時間 月～金曜日 18：30～22：30 （22 時まで受付）
こころの健康相談 （美咲町役場健康推進課）	0868-66-1195	こころの健康に関することを精神科医に相談 ※毎月開催、無料（要事前申込）
＃いのちＳＯＳ	0120-061-338	【相談受付・時間】 月曜日　00:00～26:00（26 時間） 火曜日～日曜日 8：00～24:00 ※日曜日 8：00～月曜日 26:00 まで 水曜日 8：00～木曜日 26：00 は連続対応
よりそいホットライン	0120-279-338	年中無休２４時間対応
岡山いのちの電話	086-245-4343	年中無休２４時間対応
★自殺予防フリーダイヤル	0120-783-556	【開設日・時間】 毎日 16 時～21 時 毎月 10 日 8：00～11 日 8：00 まで 24 時間フリーダイヤル対応

ＳＮＳ相談		
★ＮＰＯ法人自殺対策支援センターライフリンク ※年齢・性別を問わない。		【開設日・時間】 よりそいチャット 月曜日・火曜日・木曜日・金曜日・日曜日 17：00～22：30（受付 22：00 まで） 月曜日・水曜日・金曜日・土曜日 11：00～16：30（受付 16：00 まで）
★ＮＰＯ法人東京メンタルヘルス・スクエア ※年齢・性別を問わない。		【開設日・時間】 こころのほっとチャット 毎日　第 1 部 12：00～15：50（受付 15：00 まで） 第 2 部 17：00～20：50 （受付 20：00 まで） 第 3 部 21:00 から 23:50 （23:00 まで受付） 毎月 1 回　最終土曜日から日曜日 24：00～5：50（受付 5：00 まで）
ＬＩＮＥ		
Ｔｗｉｔｔｅｒ		
Ｆａｃｅｂｏｏｋ		
チャット		

★ＮＰＯ法人 あなたのいばしょ ※年齢・性別を問わない。		【開設日・時間】 24 時間 365 日
★ＮＰＯ法人 ＢＯＮＤプロジェクト ※１０代２０代の女性のためのＬＩＮＥ相談		【開設日・時間】 毎週 月曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日 10：00～22：00 （受付 21：30 まで）
★ＮＰＯ法人 チャイルドライン支援センター ※１８歳以下の子どものためのチャット相談		【開設日・時間】 毎週木曜日・金曜日・第３土曜日 16：00～2：00 ※年末年始相談受付休止

○育児・介護・福祉等に関すること

相談機関・窓口	電話番号	開設日・時間等
美咲町子育て世代包括支援センター「たんぽぽ」 （美咲町役場 健康推進課内）	0868-66-1195	【開設日・時間】 月～金曜日　8：30～17：15
中央地域子育て支援センター （中央かめっこ保育園内）	0868-66-7830	【開設日・時間】 月～金曜日　9：30～15：30 電話相談　月～金曜日　9:00～16:00
旭地域子育て支援センター （旭保育園内）	0867-27-2733	【開設日・時間】 月～金曜日　9：30～15：30 電話相談　月～金曜日　9:00～16:00
柵原地域子育て支援センター （柵原西保育園内）	0868-62-1009	【開設日・時間】 月～金曜日　9：30～15：30 電話相談　月～金曜日　9:00～16:00

美咲町役場　健康推進課	0868-66-1195	【開設日・時間】 月～金曜日　8：30～17：15
美咲町役場　福祉事務所	0868-66-1129	【開設日・時間】 月～金曜日　8：30～17：15
美咲町教育委員会　教育総務課	0868-66-2873	【開設日・時間】 月～金曜日　8：30～17：15
美咲町社会福祉協議会	0868-66-2940	【開設日・時間】 月～金曜日　8：30～17：15
美咲町地域包括支援センター	0868-66-1119	【開設日・時間】 月～金曜日　8：30～17：15
美咲町権利擁護センター“まぁるくなぁれ美咲黄”	0868-66-0970	【開設日・時間】 月～金曜日　8：30～17：15
津山ファミリー・サポート・センター	0868-31-8753	【開設日・時間】 月、水～金曜日　10：00～19：00 土曜日・日曜日　10：00～18：00

○労働、就職、保険等に関すること

相談機関・窓口	電話番号	開設日・時間等
岡山県女性創業サポートセンター	086-286-9677	【開設日・時間】 月～金曜日　9：00～17:00
おかやまマザーズ　ハローワーク	086-222-2905	【開設日・時間】 月～金曜日　9：00～17：00 第１土曜日 10：00～17：00
津山公共職業安定所（ハローワーク津山）マザーズコーナー	0868-35-2673	【開設日・時間】 月～金曜日　8：30～17：15
岡山県ひとり親家庭支援センター	086-201-7260	【開設日・時間】 月曜日・火曜日・木曜日・金曜日 9：00～16：30 休日出張相談　きらめきプラザ 日曜日（月１回）13：00～16：30
岡山労働局総合労働相談コーナー	086-225-2017	労働条件、賃金、募集・採用、ハラスメントなどあらゆる分野の労働問題の相談 【開設日・時間】 月～金曜日　9：30～17：00
岡山労働局津山総合労働相談コーナー	0868-22-7157	労働条件、賃金、募集・採用、ハラスメントなどあらゆる分野の労働

		問題の相談 【開設日・時間】 月～金曜日　9：30～17：00
労働条件相談「ほっとライン」 （厚生労働省委託事業）	0120-811-610	労働条件、賃金、募集・採用、ハラスメントなどあらゆる分野の労働問題の相談 【開設日・時間】 月～金曜日　　17：00～22：00 土・日・祝日　　9：00～21：00
津山労働基準監督署	0868-22-7157	就業規則、賃金、労働時間など労働基準法に関する相談 【開設日・時間】 月～金曜日　8：30～17：15
岡山労働局　雇用環境・均等室	086-225-2017	パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、母子健康管理、育児・介護休業法に関する相談 【開設日・時間】 月～金曜日　8：30～17：15
津山年金事務所	0868-31-2360 予約受付専用 0570-05-4890 ねんきんダイヤル 0570-05-1165	【開設日・時間】 月～金曜日　8：30～17：15 【時間延長】 週初の開所日　17：15～19：00 【週末相談】 第２土曜日　9：30～16：00 【開設日・時間】 月曜日　　8：30～19：00 火～金曜日　8：30～17：15 第２土曜日　9：30～16：00
美咲町役場　保険年金課	0868-66-1115	【開設日・時間】 月～金曜日　8：30～17：15

○ボランティア、ＮＰＯ、消費生活に関すること

相談機関・窓口	電話番号	開設日・時間等
美咲町社会福祉協議会 地域福祉課	0868-66-7223	【開設日・時間】 月～金曜日　8：30～17：15
岡山県消費生活センター	086-226-0999	【開設日・時間】

		火～日曜日　9：00～16：30
岡山県消費生活センター津山分室	0868-23-1247	【開設日・時間】 月～金曜日　9：00～12：00 13:00～16：30

○男女共同参画全般に関すること

相談機関・窓口	電話番号	開設日・時間等
美咲町役場　地域みらい課	0868-66-1191	【開設日・時間】 月～金曜日　8：30～17：15

男女（とも）に輝く幸せな美咲（まち）づくりプラン

（第4次美咲町男女共同参画基本計画）

発行年月　令和4（2022）年3月
発　　行　美咲町
〒709－3717　岡山県久米郡美咲町原田1735